

# 地方の自立と自己責任を確立する 関西モデルの提案

2003年2月

社団法人 関西経済連合会

## は し が き

日本経済不振の最大の原因のひとつは、明治以来わが国が取り続けて、新しい時代に適合できなくなった中央集権体制にある。その弊害は誰の目にも明らかである。とりわけ、関西の発展を妨げる最大の要因ともなっている。経済力、人材など、あらゆる面で恵まれた地方にもかかわらず、中央集権体制下で手足を縛られ、その多様で豊富なポテンシャルを発揮できないからである。

早くからこの危機意識を抱いた関西経済連合会では、中央集権打破に向けて過去幾度となく地方分権改革の必要性を訴え続けてきた。今日、分権改革そのものに異を唱える者はいない。地方の自立は小泉政権が掲げる構造改革の柱の一つにもなっている。

また、世界を見渡せば、すでにフランスやイタリアさえもが分権改革を断行した。その結果、今や先進国の中で時代遅れな中央集権体制国家は日本だけになった。

しかし、中央集権打破を中央政府に委ねていてはスピーディで大胆な改革は望めない。その証拠に、分権改革の要である地方への税財源移譲の問題はいまだに解決の気配すら感じられない状況にある。

わが国にとって喫緊の課題ともいえる分権改革を一気呵成に進めるには、地方が主役となって改革のうねりを創り出さねばならない。それには具体論が不可欠である。各地域がその地域にとって望ましい発展の具体的なモデルを作成し、中央政府に提示することが改革推進の原動力になる。また、その旗振り役は、かねてより分権改革を主張してきた関西こそが果たさねばならない。

そこで、今回、われわれは関西にとって望ましい「関西モデル」を作成することにした。必ずしもこのモデルが他の地域にもすべて当てはまるモデルではないだろうが、参考になるところがあれば幸いである。

近年、改革の志を持った元気な首長が数多く選出され、地方自治が活性化する傾向にある。われわれの「関西モデル」がこうした動きを刺激し、議論を巻き起こすことで各地方におけるモデルづくりが進み、改革のうねりが盛り上がることを期待している。

最後に、本提案作成にむけ熱心に議論をいただいた担当副会長、副委員長、幹事会メンバー、事務局をはじめ皆様にあらためて厚くお礼申し上げます。

2003年2月

社団法人 関西経済連合会  
行政改革委員会  
委員長 井上義國  
(ダイキン工業(株) 顧問)

# 目 次

1 . 提案の趣旨と背景	1
( 1 ) 提案の趣旨 - なぜ関西モデルか -	1
( 2 ) 提案の背景	1
中央集権体制の限界	1
国、都道府県と市町村のあり方	2
2 . 国に求める制度改革	3
( 1 ) 基本的考え方	3
第 1 次地方分権改革の評価	3
地方分権改革の残された課題	3
( 2 ) 税源移譲と財政調整制度の改革	5
補助金の圧縮と地方交付税制度の廃止	6
国から地方への税源移譲	7
水平的財政調整制度の導入	8
( 3 ) 選択肢の多いフレキシブルな地方制度への改革	9
共同体制度の創設による基礎自治体の強化	10
広域行政を可能にする「州制」の創設	11
基礎自治体と広域自治体との事務配分の自由化	12
3 . 地方分権の関西モデル	15
( 1 ) 関西の特色と問題点	15
地理的・経済的特性	15
関西の範囲と諸指標	15
( 2 ) 分権改革後の関西のイメージ	16
独自性の発揮による関西経済の復興	16
選択と集中による基盤整備の効率化	17
住民生活の充実と地域の魅力向上	17
( 3 ) 関西がめざす地方行政システム	18
基礎自治体の強化と自己決定権の拡大	18
関西の総合力発揮のための関西州の設置	19
効率的で小さな地方政府の実現	19
4 . 関西モデルの実現に向けて	22
( 1 ) 中央集権打破の突破口を開く	22
広域連合制度を利用した関西州の設置	22
「広域連合関西州」設立の具体案	22
( 2 ) 関係自治体の真摯な検討を求める	24
経済界の役割	24
当面のスケジュール	24
参 考 資 料	25
( A ) 国から地方への税源移譲の試算	26
( B ) 水平的財政調整制度の具体案と試算結果	28
( C ) 交付税廃止の激変緩和措置の具体案と試算結果	32
附 属 資 料	37

# 1 . 提案の趣旨と背景

## (1) 提案の趣旨 - なぜ関西モデルか -

この提案は、関西の魅力と競争力を高めるための新しい地方行政システムを具体的に示すものである。狙いは、地方自治体の自己変革と国の制度改革を促すことにより地方分権改革を牽引することにある。

なぜ「関西モデル」か。地方分権体制への改革がなければ日本の発展はない。中央集権体制はいずれ打破されるだろうが、そのあかつきに関西が特色を生かし、問題点を克服しながら、いかなる地域づくりをめざすのか。関西自身が今から考え準備しておくことが重要である。地方がそれぞれに改革モデルを描き、地方から中央へ圧力をかける大きなうねりを起こさなければ、中央集権体制は打破できない。

地方分権体制を築くということは「主役が国から地方に交代する」ことである。主役を交代することを革命と定義するならば、地方分権改革は「革命」と呼ぶにふさわしい。これまでの分権改革のシナリオづくりは、主として国の審議会（第三次行革審、地方分権推進委員会、地方分権改革推進会議）に委ねられてきた。しかし、これでは革命は起こらない。革命の推進力は主役となるべき「地方」が担わなければならない。しかも、例えば税源の地方移管を訴えるなら、総論を抽象的に主張するだけでなく、具体的な提案や試算を示す必要がある。

志を同じくする地方自治体が一致団結し、大胆な制度改革案を取りまとめ、国に要求していく時期を迎えている。改革案を個々の自治体が住民に十分に説明し、理解を得る努力を行っていけば、国としても改革を遅らせることはできなくなるはずである。

## (2) 提案の背景

### 中央集権体制の限界

わが国はいま未曾有の経済危機に直面している。このような事態を招いた根本原因のひとつはわが国の過度な中央集権体制にある。

中央集権は必然的に強固な縦割り体制を生む。経済社会の構造的な大改革が求められるときに、既得権益と結びついた縦割りの中央集権体制のまま、これを成し遂げることは不可能である。

中央集権体制を続けた結果、国民の受益と負担の関係は不明確になって「たかりの構造」を生み財政赤字を拡大した。また、政策の失敗による悪影響は全国規模に拡大している。

世界に目を向ければ、フランスやイタリアもEU統合を契機に分権型社会に移行し始め、先進国で中央集権体制のままなのは日本だけとなった。わが国も小泉純一

郎首相は構造改革の柱のひとつに「国から地方へ」を掲げ、中央集権体制打破の方針は出されたが、既得権を守ろうとする抵抗勢力も強く、何をどのような優先順位で実現していくべきかという戦略が明確でない。

#### 国、都道府県と市町村のあり方

現在、国は、権限と財源を移譲すべき地方自治体の強化を目的に、2005年3月末を期限とする市町村合併特例法を制定し市町村合併を推進している。しかしながら、市町村合併の推進だけで望ましい地方行政体制は実現できない。明治以来続けられてきた都道府県と市町村が上下関係のままの二層構造では非効率で現実的でない。都道府県のあり方を根本的に問い直し、基礎的な自治体である市町村との役割分担をどう考えるか、都道府県合併や「道州制」も視野に入れた改革が必要である。

これらの問題は、すでに第27次地方制度調査会の審議事項にもなっており、経済界を中心に民間の提言<sup>1</sup>も出始めているが、さらに議論の輪を広げていかなければならない。

---

1 日本・東京商工会議所「真の地方分権の実現を通じた日本の再生を目指して」(2002年2月)  
全国経済同友会・地方行財政改革推進会議「自ら考え、行動する地域づくりを目指して - 地域主権確立への行財政改革の提言」(2002年10月)  
中部経済連合会「道州制移行への提言 - 自立型行財政体制の確立に向けて - 」(2002年10月)  
日本経済団体連合会「活力と魅力溢れる日本をめざして」(2003年1月)

## 2 . 国に求める制度改革

### (1) 基本的考え方

#### 第1次地方分権改革の評価

地方分権推進委員会（1995年～2001年）の勧告を結実させた1999年地方分権一括法は改革の第一歩としては高く評価される。地方自治法も大改正が行われ、国と地方の役割分担の原則を明記するとともに、長年の懸案であった機関委任事務制度の廃止を実現して自治事務と法定受託事務の区分を新設し、これらにより国と地方の関係を上下・主従から対等・協力の関係に変えた。

国と地方の役割分担の原則が地方自治法に明記された意義は大きい。これにより、国は国として本来果たすべき役割<sup>2</sup>を重点的に担うこと、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本とし、自治体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うことが法的に担保された。

しかし、この法律改正にもかかわらず、役割分担に応じた個々の事務・事業のあり方や税財源配分のあり方は、改革の精神がいまだに生かされていない。地方分権推進委員会の跡を継いだ地方分権改革推進会議が小泉首相からの諮問を受けてこの問題に取り組み、先般「事務・事業の在り方に関する意見」を提出したが、各論になると各省庁の抵抗は強く、税財源の地方移管の方法や日程は不明確なままである。

#### 地方分権改革の残された課題

##### ア．民間との境界も含めた役割分担の見直し

今後の地方分権改革の課題の第一は、国と地方の役割分担の見直しと明確化である。欧州諸国で浸透している「補完性の原理」<sup>3</sup>をベースに「地方でできることは地方に」を徹底すべきである。

地方分権一括法により、国と地方の関係が変わったとはいえ、国の役割限定はまだ中途半端である。地方の事務・事業でありながら、国が法的・財政的に権限と責

---

2 国が本来果たすべき役割（地方自治法第1条の2）

国際社会における国家としての存立にかかわる事務

全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務

全国的な規模でもしくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施

3 「補完性の原理」とは、基礎自治体を優先し、基礎自治体でできないことを広域自治体が担い、広域自治体でもできないことを国家が担うという考え方である（欧州ではさらに、国家でできないことを欧州連合、EUに委ねようとしている）。

任を留保しているものが数多くある。本来、地方の役割とされた事務・事業は、地方の自主財源で自己責任において実施されるべきであり、そのためには国の法令による規制を大幅に緩和・撤廃する必要がある<sup>4</sup>。

さらに、地方における官と民の役割分担の見直しも進めなければならない。自治体を実施しなくても民間でカバーできる事務・事業は少なくない。わが国の行財政改革にとって重要な課題は、国と地方の関係における補完性の原理と同時に「民間でできることは民間で」という関係における補完性の原理を浸透させることである。このことは特に地方の財政改革にとって重要である。

#### イ．財政を伴った自己決定・自己責任の確立

改革の課題の第二は、地方財政を自立させ自己決定・自己責任の体制を確立することである。多くの自治体が国からの補助金や交付税に依存した行政運営を余儀なくされている現状を変えなければならない。

自治体が財政的に自立するためには、地方税を拡充しなければならないが、税制改正だけで問題は解決しない。小泉首相は補助金、地方交付税の見直し、税財源の地方移管の三位一体改革を提唱し、2003年度予算に反映する方針を示した。国税を維持したい財務省や既得権を守ろうとする省庁の抵抗は依然として強いが、この改革は地方分権体制移行の要として早期に実現しなければならない。

#### ウ．住民の受益と負担の明確化と地方制度の改革

改革の課題の第三は、住民からみた受益と負担の関係を明確にすることである。これにより、国と地方自治体の財政に対する住民のチェック機能が働き、特に自治体の実施する投資やサービスの内容や水準が適切に決まる。

しかし、受益と負担の関係が一つの自治体の区域内で完結するとは限らない。より広域の複数自治体で共同処理・負担する方が合理的な事務・事業が増えてきている。現行地方制度においても、都道府県、市町村という二層制を基本に、一部事務組合や広域連合などの制度が用意されているが、その権限は小さく広域自治体としての独立性、自己責任性に欠ける。

---

4 地方分権推進委員会最終報告(2001年6月14日)は、「未完の分権改革をさらに完成に近づけていくためには、まだまだ数多くの改革課題が残っている」とし、6項目のうち2番目に「地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和」をあげている(第1番目は地方財政秩序の再構築)。

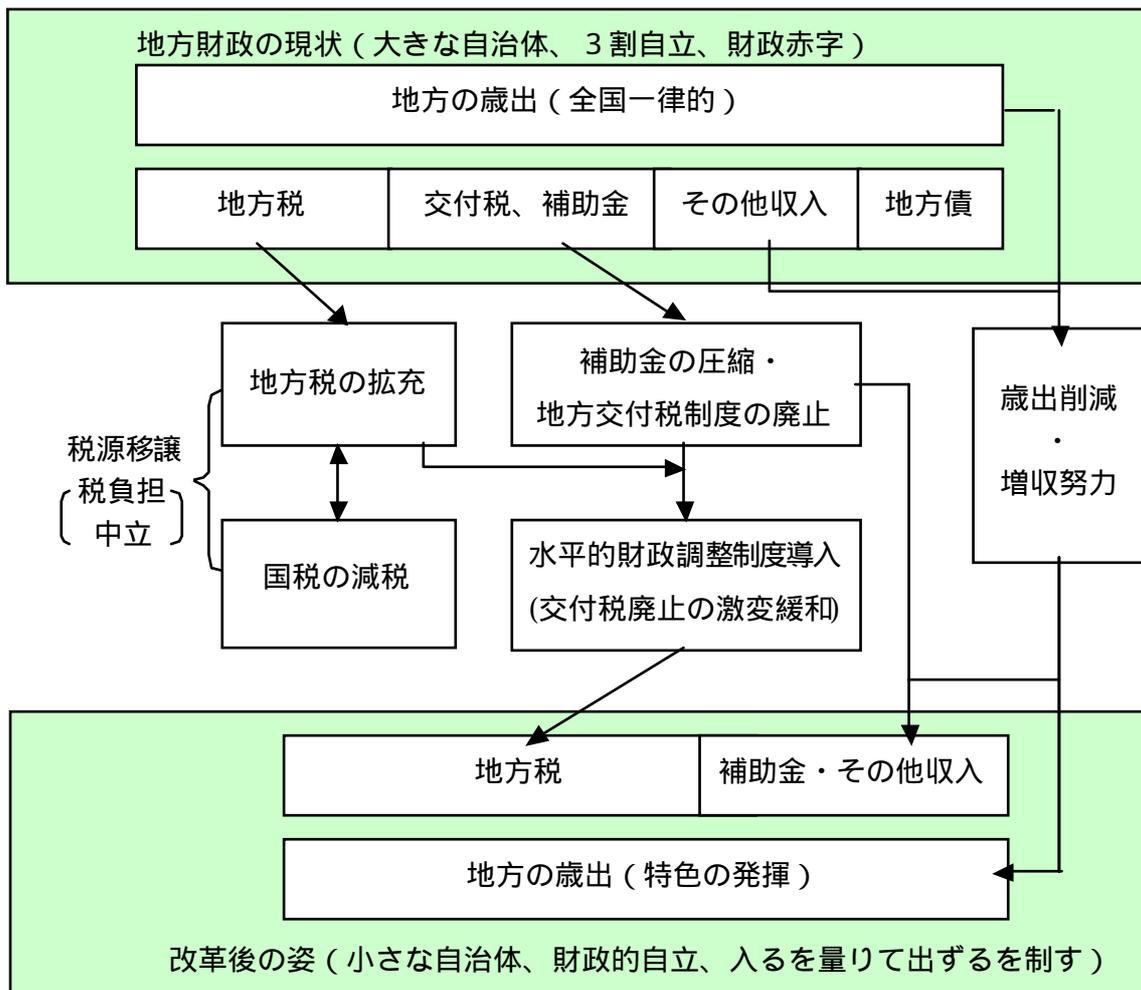
例えば、教育行政の場合、国は就学年数や義務教育で教えるべき最低限の内容等の大枠を決め、一学級当たりの児童数や授業時間数、教員の採用などはもちろん、学校法人以外の株式会社を含む法人による学校設置の許可なども自治体の自由に任せるべきである。

地域的な広がりの中で住民の受益と負担の関係を明確にしながら多様なニーズに応えるためには、地方制度をより重層化するという選択も必要である。現在の都道府県、市町村という枠組みだけではカバーする地域が狭すぎるため、地方が本来担当すべき事務に国の介入を招きがちだからである。広域行政については全国一律ではなく、地方の特色を生かすため、地方が選択できるフレキシブルな枠組みを用意することも重要である。

## (2) 税源移譲と財政調整制度改革の改革

地方を自立させるための最大の課題は、国と地方との税・財政制度に関する改革である。基本的には国と地方の税率比率を支出の比率に一致するように改めるべきであり、そのためには 補助金の圧縮と地方交付税制度の廃止、地方への税源移譲、 水平的財政調整制度の導入が必要である。改革の全体像は下図のとおりである。

図 1 税源移譲と財政調整制度改革の全体像



## 補助金の圧縮と地方交付税制度の廃止

自治体が自立するためには、その役割に応じて地方税を拡充し、同時に国から自治体への移転財源である補助金（国庫支出金）や地方交付税を削減しなければならない。現状では、自治体の歳入に占める地方税の比率は 3 割強にとどまっており、他方で地方交付税と補助金が 3～4 割を占めている。

表 1 都道府県と市町村の歳入構造（2000 年度決算） 10 億円

	都道府県		市町村	
	金額	比率	金額	比率
地方税	17,456	32.1%	18,090	34.3%
地方譲与税	132	0.2%	488	0.9%
地方交付税	11,783	21.7%	9,994	18.9%
使用料・手数料	1,071	2.0%	1,406	2.7%
国庫支出金	9,597	17.6%	4,753	9.0%
地方債	6,268	11.5%	4,905	9.3%
歳入合計	54,415	100.0%	52,804	100.0%

### ア．補助金の圧縮

多額の補助金の給付により地方財政が支えられている現状は、政策決定に関する自治体の責任の所在を不明確にし、不急な支出の膨張を招いている。奨励的な予算補助金は別として、補助金の中でも金額の大きい義務教育や福祉など国の負担金的な補助金も、その根拠となっている法令を改廃し縮減・廃止すべきである。

なお、国による一律的な法令規制が残っていると、国から地方に税源を移譲しても自由に使える余地がほとんどなく、補助金・交付金と事実上変わらないことになる。補助金の圧縮と同時に法令による規制の緩和・撤廃も必要である。

ちなみに、地方財政計画における一般歳出約 74 兆円（2000 年度）のうち、国庫補助関連事業（自治体の自己負担分も含めて用途が特定される）や国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）の割合は実に約 45%を占める。国庫補助事業を地方単独事業化するとともに、地方が実施する事務・事業は原則自由とする個別法令の改正を行い、上記比率を引き下げなければならない。

### イ．地方交付税制度の廃止

地方が自由に使える一般財源とされている地方交付税も、実際には全国平均の行政を維持するための政策誘導的な財政調整であり、地域によって行政ニーズが異なってきた。地方債の償還財源が交付税で措置されるため過大な投資を招いている面もある。さらに、税収と支出の差額を補填する方式のため、例えば、企業誘致等によって税の増収を図ると交付税が減ることから地方の自助努力を阻害する。

交付税は、表2のとおり国税5税の一定割合を財源としており、その削減・廃止は地方交付税法の改正・廃止だけで済む。そこで、国と地方の税・財政制度を改める手始めに、現行の地方交付税制度を廃止するという決定をまず行い、それに合わせて国から地方への税源移譲の検討を行うことを提案する。

表 2 地方交付税制度の概要（2000年度決算ベース）

地方交付税の原資			地方交付税の配分	
所得税	32.0%	6.09 兆円	基準財政収入額	27.37 兆円
法人税	35.8%	3.97 兆円	基準財政需要額	47.02 兆円
消費税	29.5%	2.91 兆円	地方交付税	20.47 兆円
酒 税	32.0%	0.60 兆円	都道府県	11.57 兆円
たばこ税	25.0%	0.23 兆円	市町村	8.90 兆円
清算分等		1.22 兆円		
計		14.91 兆円	(原資 14.91 兆円との乖離は借入)	

### 国から地方への税源移譲

国から地方への税源移譲は、国民の税負担を増やすものではない。地方税の拡充に合わせて、補助金や地方交付税を削減し、その財源である国税を減税するのだから、マクロ的には国民の税負担は増えない。

表 3 都道府県と市町村の税収構造（2000年度決算）

10 億円

	都道府県		市町村	
	金額	割合	金額	割合
地方税総額	17,456	100.0%	18,090	100.0%
( 基幹的 5 税計 )	12,738	73.0%	15,372	85.0%
一 道府県税	15,585	89.3%	-	-
( 1 ) 道府県民税	4,500	25.8%	-	-
( ア ) 個人均等割	47	0.3%	-	-
( イ ) 所得割	2,339	13.4%	-	-
( ウ ) 法人均等割	132	0.8%	-	-
( エ ) 法人税割	693	4.0%	-	-
( オ ) 利子割	1,290	7.4%	-	-
( 2 ) 事業税	4,141	23.7%	-	-
( ア ) 個人分	223	1.3%	-	-
( イ ) 法人分	3,918	22.4%	-	-
( 3 ) 地方消費税	2,528	14.5%	-	-
二 市町村税	1,871	10.7%	18,090	100.0%
( 1 ) 市町村民税	497	2.8%	7,569	41.8%
( ア ) 個人均等割	-	-	115	0.6%
( イ ) 所得割	-	-	5,816	32.1%
( ウ ) 法人均等割	52	0.3%	333	1.8%
( エ ) 法人税割	445	2.6%	1,305	7.2%
( 2 ) 固定資産税	1,072	6.1%	7,803	43.1%

(注) 都道府県に市町村民税や固定資産税の税収があるのは東京都の分である。

## ア．税源移譲の具体案

地方交付税制度を廃止し、普通交付税の削減額に見合った税源移譲を行う場合に、基礎自治体、広域自治体ごとに地方税のどの税目によって各々どの程度の増税を行うべきか。他方で、国民（個人および法人）の税負担が中立になるよう、国税のどの税目をどの程度減税すべきか。

表3に示したとおり、地方税の中でも、道府県民税、事業税、地方消費税、市町村民税、固定資産税の5税が地方の基幹的税目である。

税源移譲のための地方税の増税は、これら基幹的税目で行う。具体的には、都道府県の場合は道府県民税、事業税、地方消費税の3税、市町村の場合は市町村民税のみとなる。市町村の固定資産税を外したのは、これに見合う国税がないためである。このうち、道府県民税の中の利子割と地方消費税については都道府県の税収のうち、それぞれ50%が市町村に対して交付されることになっている。

一方、国税は、国民（個人、法人）の税負担を中立的にする観点から、道府県民税、事業税、市町村民税の3税の増税に対して、個人分と利子割は所得税で、法人分は法人税で減税する。また、地方消費税の増税は消費税（国税）の減税で相殺すればよい。

具体的な税源移譲の試算結果は、巻末参考資料のとおりである。

## イ．税源移譲と財政赤字

最近の国家予算は巨額の国債発行を毎年行って編成されているため、補助金や交付税の財源も実は国税ではなく、国債発行や交付税特別会計の借入金でまかなわれている部分が少なくない。補助金や交付税を削減し、それと同額の税源移譲（地方税の増税と国税の減税）を行えば、国の財政赤字はますます増えることになる。財務省を中心に地方への税源移譲に強い抵抗があるのはこのためである。地方自治体は、地方税の拡充によって財政的自立を獲得する見返りとして、国の財政赤字の一部を地方が引き受けることを覚悟する必要がある。

もとより、地方財政もまた現状で大きな財政赤字を抱えており、すでに危機的水準にある自治体も多い。官民の役割分担の見直しをはじめ事務の効率化を進めて早急に地方財政を健全化しなければならない。将来的には原則とし地方自治体の財政赤字（地方債発行）を認めない方策も検討すべきである。

## 水平的財政調整制度の導入

### ア．一人当たり税収格差調整方式

国から地方に税源移譲を行った場合、自治体間の財政力格差が拡大する。国による自治体間の財政調整手段として使われた地方交付税制度に代わり、一人当たり税収

の格差を自治体間で水平的に調整する新しい制度を創設する。

地方交付税は基準財政収入と基準財政支出を複雑なルールのもとに算出し、その差を補填する方式だが、新しい調整方法はごくシンプルなものとなる。住民一人当たり税収に着目して財政調整する制度はドイツなどにその例がある<sup>5</sup>。

広域自治体（都道府県）の場合の具体的な調整方法と試算結果は、巻末参考資料のとおりである。

市町村についても同様の方式が適用できると考えられるが、全国の全市町村間で水平調整をするか、広域自治体（都道府県ないし州）ごとに域内市町村間で調整するかは、その組み合わせも含めて利害得失を検討する必要がある。市町村の税収を集計して都道府県間でまず調整し、各都道府県内の市町村間調整は当該都道府県の自由に委ねるのも一案である。

#### イ．交付税制度廃止の激変緩和措置

地方交付税を廃止し、交付税総額に相当する税源移譲を行い、前項の一人当たり税収格差調整を行っても、自治体によっては従来の交付税交付額とは大きな乖離が生じる。

そこで、激変緩和措置として 20 年間は地方自治体が何らかのルールに基づいて財源を拠出し、水平調整の形で、削減された交付税相当額の一定割合（20 年かけて減らしていく）を税収の少ない自治体に交付することを提案する。

都道府県の場合の具体的な方法と試算結果は巻末参考資料のとおり（市町村の場合も拠出すべき基幹税の違いを除けば基本的に同様）。

### (3) 選択肢の多いフレキシブルな地方制度への改革

日本の国土は多様性に富んでおり、地域によって地理的・歴史的特性があるにもかかわらず、わが国の地方制度（自治体の種類やその権能、組織等）はほぼ全国画一的であり、しかも明治時代にできた府県制と市町村制が基本的に引き継がれてき

---

5 ドイツの財政調整制度（出所：「新版 世界の地方自治制度」2002）

州の税収格差を調整するための財源は付加価値税。付加価値税は、納税地にしたがって配分されるのではなく、その地域の人口に応じてまず 75%が配分される。残る 25%は住民一人あたりの税収がドイツの平均を下回る州に配分される。この調整により、平均を下回る州も州全体の平均額の 92%まで達することが目標とされる。

州間の財政調整により、この格差がさらに 95%まで縮小される。具体的には税収の豊かな州から税収の少ない州へ、財政を配分する。州政府間の協議によりそれぞれの州の負担と受益額が決定される点が日本の地方交付税との違い。

「水平的」調整に加え、連邦政府から平均以下の州政府への「連邦補充交付金」によって、99.5%までなるように「垂直的」に配分される。

た（戦時中の東京都制の採用や戦後における知事公選制の導入が比較的大きい改正であった）。

これら地方制度もまた、時代の大きな変化に合わせ、また前節に提案したような税・財政制度改革の進展に合わせて改革すべきである。

改革の方向は地方制度を現状よりもフレキシブルな（柔軟で融通のきく）制度にし、多様な選択肢の中からそれぞれの地域が実情に応じて選択できるようにすべきである。その具体案は以下のとおり。

#### 共同体制度の創設による基礎自治体の強化

現在、基礎自治体の基盤強化のための市町村合併が強力に推進されているが、市町村合併にはストロー効果が働くといった弊害や住民感情の問題などがあることから、財政状況が厳しく効率化のために合併の必要性を感じていても合併に踏み切らない自治体も多い。

諸外国には、なかば強制的に市町村合併を進めたところもあるが、わが国でとるべき方策とは思えない。住民の選択により、小さくても単独で生き残りを模索する自治体があってもよい。

しかし、単独では生き残りが難しいと住民が判断し、しかも合併は望まない基礎自治体はどうすればよいか。市町村の共同体制度（「郡」と呼ぶ）を創設すればよい。合併と同様の効果を発揮しつつ既存の小規模市町村の特性を生かしていくことができる。表5に提案した新しい共同体制度と現行の広域連合制度との大きな違いは新しい共同体が課税権を持つことである。

表 4 「郡」、広域連合、市町村合併の主な相違点

	市町村共同体「郡」	広域連合（市町村の場合）	市町村合併
性 格	普通地方公共団体	特別地方公共団体	普通地方公共団体
構成団体	市町村	市町村、特別区	（構成市町村は消滅）
目 的	構成市町村を残しつつ、合併と同様の効果	広域行政需要への対応、権限移譲の受入体制整備	規模・能力の拡大
事 務	基礎自治体の事務の一部を独自の課税権をもって自立的に処理	構成自治体の事務の一部を広域にわたり総合的・計画的に処理	基礎自治体の事務のすべてを処理できる
議 会	直接公選	直接公選または間接選挙	直接公選
首 長	直接公選	直接公選または間接選挙	直接公選
課 税 権	あり （市町村税の一部）	なし	あり （市町村税のすべて）
複数参加	不可	可	不可

この点で参考になるのはフランスである。フランスでも地方分権体制へ移行するため基礎自治体（コミューン）の合併を推進したが、うまくいかず、1999年に都市地域での広域行政組織を再編するための法律を制定し、既存の広域行政組織の強化

と簡素化を同時に行い、現在ではグローバル化時代の住民の新しいニーズへの対応に成功している。

表 5 フランスのコミューンの広域行政組織

区分と創設	処理事務	財源	現在数
コミューン共同体 1992 年創設	・人口要件はないが主として農村部を対象とする。 ・2つの義務的事務(地域の整備、経済的開発)と1つの選択的事務(環境、住環境、道路、文化・スポーツ・教育施設の4つのうち1つ)を処理する。	・税金 ・国の交付金 ・事業収入	2,033
都市圏共同体 1999 年創設	・「1つまたは複数のコミューンで形成された人口1.5万人以上の都心を持つか、県庁所在都市を中心とする」、「地続きで飛び地のない」、「人口5万人以上の都市地域」の一体的な発展を図る。 ・ 経済的開発、都市計画を含む地域整備、公的住宅政策、都市開発、不良少年対策を含む都市政策のほか、5事務(a 道路および駐車場、b 上水道、c 下水道、d 大気汚染・騒音対策・家庭廃棄物処理、e 文化・スポーツ施設)のうち3つを行う。	・税金 ・国の交付金 ・事業収入	120

(出所：「新版 世界の地方自治制度」2002)

#### 広域行政を可能にする「州制」の創設

地方分権体制下の基礎的な自治体は市町村である。市町村が強化されればされるほど、府県の役割は小さくなる。一方で多様な行政サービスを効率的に行うためには広域な地域連携が必要となる。現在の都道府県のままでその要求に対応できる地域もあれば、府県を超えて連合あるいは合併する方が望ましい地域もある。

そこで、都道府県レベルの広域行政に関する地域の多様なニーズに対応できるよう、現行の都道府県制と併存する形も含めて新たに「州制」を設けるべきである<sup>6</sup>。

「州制」は、下表のとおり、従来の都道府県との関係が異なる4つのパターンを用意し、関係都道府県の合意により、その地域の特性や行政ニーズに応じて、いずれかのパターンを選んで設立するものとする。現行の都道府県制を廃止し「道州制」を全国画一的な形で導入するものではない。

パターンAは、州を設立した後も、従来の都道府県の役割が最も大きい、いわば統合度の緩いパターンであり、それだけに設立が容易であると考えられる。パター

#### 6 「州」という名称について

従来から「道州制」と呼ぶ提案が多いが、このうち「道」は、都道府県制度の一つとして現存する(北海道)ため、ここでは「州制」とした。諸外国をみると米国の「ステート」、ドイツの「ラント」、カナダの「プロビンス」等を日本語では「州」と呼んでいる。最近ではフランスの「レジョン」も「州」と訳されることが多い。

ンBは、州を設立した後の構成都道府県を東京の特別区に相当する特別地方公共団体と位置づけるもので、課税権の一部が留保される。これに対して、パターンCは政令指定都市の行政区に相当するものとして都道府県を残すが、課税権はすべて州に移される。最後に、パターンDは都道府県の合併と同じであり、構成都道府県は行政組織としては消滅する（住居表示等には残る可能性も考えられる）。

表 6 「州」と都道府県との関係に関する4つのパターン

パターン	名称	特徴（州と都道府県との関係）
A	府県連合型	「府県」が連合し、事務と課税権の一部を移管して「州」を設立。
B	府県特別区型	「府県」が連合して「州」を設立。「府県」は「州」の特別区として一部の事務と課税権をもち、公選の首長や議会も残す。
C	府県行政区型	「府県」が合併して「州」を設立。「府県」を「州」の行政区として残すが、公選の首長や議会はおかず、課税権ももたない。
D	府県合併型	「府県」が合併して「州」を設立し、「府県」を廃止する。

州には人口要件や面積要件を設けず、北海道や沖縄県を除き、原則として2以上の都府県の合意で設立できるものとする。州はいずれのパターンにおいても課税権や起債権をもつことになるので、公選の議会と首長を置く必要がある。A～Cパターンの場合、州と構成都道府県との間の事務配分は両者で自由に決めることができるものとする。

#### 基礎自治体と広域自治体との事務配分の自由化

上記のような改革を進めなければならないが、現行の都道府県と市町村との重複行政や棲み分け行政が行政の非効率を招いていることを考えれば、市町村と都道府県との事務配分を直ちに直視することも緊急の課題である。

表 7 市町村と都道府県の実務に関する現行地方自治法の規定

地方自治法 第2条	第2項	普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
	第3項	市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第5項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
	第5項	都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
	第6項	都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

表 8 都道府県の事務の例

a . 広域的事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の大規模な総合開発計画の策定や主要な統計調査</li> <li>・ 治山治水、電源開発など広域にわたる建設事業</li> <li>・ 公衆衛生の水準の維持、広範囲な環境保全整備など</li> </ul>
b . 連絡調整事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国等と市町村との間の連絡調整</li> <li>・ 市町村相互間の連絡調整</li> </ul>
c . 補完的事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きな財政力を必要とし、一般の市町村の負担に耐えられないもの</li> <li>・ 事務の性質から高度な技術力や専門的な能力を必要とするもの</li> </ul>

表 7 は、市町村と都道府県の事務に関する改正地方自治法の規定である。

都道府県の事務は第 5 項に示された 3 つであり、それぞれ「広域的事務」「連絡調整事務」「補完的事務」と呼ばれている（「統一的な処理を要する事務」は今回改正で削除された）。表 8 は各事務の例である。一方、市町村の事務は第 3 項で「都道府県が処理するもの以外」と消去法で原則が決められている。

このうち特に、都道府県の「補完的事務」は、一般的な市町村が処理することは適当でないとして都道府県の事務に配分しておきながら、他方で市町村の規模及び能力を国が判断し、それに応じて特例的に市町村による事務処理を認めるという方法をとっており、地方分権の趣旨に反する。

#### ア．基礎自治体と広域自治体の事務配分

基礎自治体と広域自治体との事務配分は地域によって多少の差があってもよく、国が一律に決める必然性はない。個々の事務の性質に基づき、地域の事情も考慮して、基礎自治体と広域自治体のどちらが処理するのが適当かを、両者が対等・協力の関係において協議・交渉し地域ごとに判断すればよい。少なくとも、基礎自治体の規模・能力を国が判断して事務配分の特例を全国一律に適用することはやめるべきである。むしろ、小規模ゆえに財政的・人材的に処理できない場合などのために新たな共同体制度が用意されなければならない。

#### イ．事務配分における市町村の区別、大都市特例の廃止

表 9 は基礎自治体のうち普通地方公共団体の種類の現状を示したものである。市・町・村の区別と、市の中の政令市など大都市特例は基本的には人口を要件として決められる。

自治体の規模・能力によって広域自治体との間に事務配分の特例を国が設けるべきではないことは前述したとおりであるが、そうであれば、そもそも人口を要件として基礎自治体を序列化する必要性はない。大都市特例は、中央集権体制のもとでは必要であったかもしれないが、財政責任を伴う地方分権体制のもとで意味がなくなる。基礎自治体は大都市から小規模な村まで、いずれも「住民のニーズにあった

豊かなくらしを実現」するための行政を行う能力を備えるべきものであり、呼び方を変えるべき必然性もない。

よって、この際、特例市・中核市・政令指定都市といった区分はもとより、人口を要件とする市・町・村の区別も、地域によっては無くすることができるようにすべきである。基礎自治体（普通地方公共団体）はすべて「市」と呼んでもよいし、あるいは町・村の名称がすでに定着していると考えれば、引き続き使えるようにすればよい。また、行政区の設置は、現状では政令指定都市にのみ認められているが、人口規模の大きな基礎自治体であれば自由に設置できるようにすべきである。

表 9 基礎自治体の種類（数は 2002 年 11 月現在）

種 類	主な要件	数
市  (大都市の特例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 5 万人以上</li> <li>・中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の 6 割以上</li> <li>・商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の 6 割以上</li> <li>・都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること</li> </ul>	675
政令指定都市	・人口 50 万人以上	12
中核市	・人口 30 万人以上、かつ面積 100 k m <sup>2</sup> 以上	30
特例市	・人口 20 万人以上	37
町	・都道府県の条例で定める町としての要件を備えていること	1,980
村		562

### 3 . 地方分権の関西モデル

#### (1) 関西の特色と問題点

第2章「国に求める制度改革」が進められ、地方分権社会に移行したときに関西がいかなる地域をめざすべきかを描く「関西モデル」は、関西の特色を的確に生かすものでなければならない。

#### 地理的・経済的特性

関西は、京都・大阪・神戸という個性豊かな3つの大都市が近接しているという特徴をもち、これら京阪神大都市圏とその周辺の豊かな自然や文化ストックに恵まれた地域である。全体の経済規模はカナダ一國に匹敵し、進取の気象に富む地域である。

だが一方、府県や都市の個性の強さが裏目に出て、関西の総合的な力の発揮を妨げている面も否定できない。

各都市の個性や地域特性を活かしつつ、関西の総合力を発揮するには、競争と協調のバランスが重要であり、関西全体が協調すべき課題については現行制度の枠組みを超えた広域的な視点からの選択と集中が行えるような地方行政体制を構築する必要がある。多様性こそが関西の特色であり、単なる広域化により関西全域を同質化させるような改革をめざすべきではない。

#### 関西の範囲と諸指標

「関西」といっても、その範囲はどこまでか、必ずしも自明ではない。その使い方は様々である。国の行政区分「近畿」の範囲は、原則として滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府4県である。また関西広域連携協議会には福井、三重、徳島を含む2府7県が参加している。

関西モデルでは、2府7県を対象として検討した。

表 10 関西の基礎指標

府県	人口 (人)	面積 (k m <sup>2</sup> )	可住地面積 (k m <sup>2</sup> )	県内総生産 (億円)	製造業出荷額 (億円)	小売業販売額 (億円)
滋 賀	1,342,800 (1.06)	4,017 (1.06)	1,127 (0.89)	56,815 (1.14)	61,288 (2.10)	13,907 (0.97)
京 都	2,644,300 (2.08)	4,612 (1.22)	1,155 (0.91)	94,863 (1.90)	54,243 (1.86)	33,911 (2.36)
大 阪	8,804,900 (6.94)	1,892 (0.50)	1,314 (1.04)	400,519 (8.04)	181,207 (6.22)	104,186 (7.24)
兵 庫	5,550,800 (4.37)	8,387 (2.22)	2,756 (2.18)	204,939 (4.12)	135,787 (4.66)	61,178 (4.25)

奈良	1,443,000 (1.14)	3,691 (0.98)	851 (0.67)	36,523 (0.73)	23,941 (0.82)	13,294 (0.92)
和歌山	1,069,900 (0.84)	4,724 (1.25)	1,097 (0.87)	31,854 (0.64)	21,592 (0.74)	10,667 (0.74)
小計	20,855,700 (16.43)	27,323 (7.23)	8,300 (6.57)	825,513 (16.58)	478,058 (16.40)	237,143 (16.49)
福井	829,000 (0.65)	4,188 (1.11)	1,068 (0.85)	32,426 (0.65)	18,771 (0.64)	9,810 (0.68)
三重	1,857,400 (1.46)	5,774 (1.53)	2,006 (1.59)	62,717 (1.26)	76,692 (2.63)	20,429 (1.42)
徳島	824,100 (0.65)	4,144 (1.10)	1,022 (0.81)	26,357 (0.53)	15,165 (0.52)	8,722 (0.61)
合計	24,366,200 (19.20)	41,429 (10.97)	12,396 (9.81)	947,013 (19.02)	588,686 (20.20)	276,104 (19.20)

(注) ( )内は対全国比%。

## (2) 分権改革後の関西のイメージ

税・財政制度改革をはじめ分権改革が実現したあかつきには、関西は中央集権のクビキから開放され政策に関する意思決定の自由度を高め、地域の特色を存分に発揮して、世界に冠たる「自由経済圏 関西」の形成をめざす。

### 独自性の発揮による関西経済の復興

国は防衛、外交や為替など国家的な経済戦略の立案や基本的なルールづくりだけを担うことになるので、関西の産業政策ビジョンは関西がみずから描き、国の許認可を得る必要もなく、タイムリーに税優遇や規制撤廃を含めて必要な政策を実行できるようになる。例えば、家電や薬品といった企業集積を活かして関連業種の国内外からの誘致などを一定期間は固定資産税や土地代、賃借料を減免するなど活発に行える。世界的なシェアをもつ中小企業が海外に移転し空洞化するのを防ぐため、既存企業のニーズを踏まえた対応をきめ細かに行える策をスピーディにフレキシブルに実行することができる。

また、産業政策と関連が深い大学教育や研究開発促進のための政策を地域の強みを踏まえて総合的に考え実行することができるようになる。例えば、バイオ関連企業や大学・研究所等の集積を活かして、世界的な研究開発機関の誘致やそれらとの提携・連携、大学等における研究開発支援などを迅速に行える。関西の大学の卒業生を関西にとどめる観点からの雇用開発や人材活用政策も独自に講じることができる。

国内外から人を呼び込む観光は地域経済の自立的な発展を促す重要な柱の一つであり、関西の恵まれた観光資源を生かす総合的な観光戦略を策定し、国内外に関西の魅力をPRしやすくなる。

### 選択と集中による基盤整備の効率化

国際拠点空港の利便性を高めることも関西経済の活性化に不可欠である。関西国際空港の整備・活用を関西地域の最優先課題と位置づけたうえで、国際競争力を維持できる利用料設定、関西の他の空港との役割分担、鉄道・道路網との接続のあり方などを地域独自で総合的に決めていくことが可能となる。

関西の港湾を一元的に管理することによって、関西全体のニーズやシーズを踏まえてバースの集約・統合を行ったり、利用しやすいように規制や料金を自由に決定することが可能になり、港湾管理の利便性や効率性を高めることができる。

経済活動を支える高速道路や幹線道路は関西全体の発展という視点から、地域の生活道路は住民や地元産業のニーズに応じて、優先順位、規格、整備手法などを決めることができる。受益と負担の関係を明確にした選択と集中により整備に無駄が生じないようにできる。

### 住民生活の充実と地域の魅力向上

公園、下水道、住宅、区画整理といった都市計画に関する分野について、市町村が住民の声を聞きながら、住民協力やNPOの活用、施設利用料等を含めた費用負担のあり方なども含めて、これまで以上に独自の施策を講じることができるようになる。

義務教育について国は就学年数など最低限のルールを決めるのみとなるので、市町村は、州や府県の協力を得て（許認可ではない）住民ニーズを聞きながら教育内容、教員の民間採用、教科書選定、授業料の設定、財源負担のあり方などを自由に決めることができるようになる。義務教育以外の教育は民間参入を促して学校間で競争し、学校ごとに特徴ある教育を行うことも可能となる。

医療と介護は互いに関連する分野だが、現状では、医療保険は職域と市町村、介護は市町村を単位とする社会保険制度となっている。例えば、これら保険制度を都道府県単位に再編・統合し、税と保険料をバランスよく組みあわせたり、収入に応じて広く保険料を徴収し、地域で互いに支え合う仕組みにすることが容易になる。

住民生活とも密接に関連する商店街等の振興や地場産業の活性化について、市町村が税だけでなく関係する住民の分担金等も財源にして、また住民協力による自主的な組織やNPOなどの活動を含めて事業を進めることができる。

阪神淡路大震災の教訓から、防災に関する設備規格の共通性や活動の連携が望まれると考えれば、現在の消防署を活用しながら関西という広域的な視点で防災行政を考え、体制を整備することができる。

警察行政に関しては、例えば、関西でよく指摘される駐車違反について独自の条例を定めて有効な防止策を実行することもできる。防犯活動強化に向けた警察官の

重点配備も容易にできる。

### (3) 関西がめざす地方行政システム

前節のようなイメージの関西モデルを実現するため、国に求める制度改革の実現とあいまって、関西は以下のような地方行政システムの構築をめざす。

#### 基礎自治体の強化と自己決定権の拡大

基礎自治体（市町村）は、住民に最も身近な自治体として、住民生活に密接に関係する教育や福祉あるいは都市計画などの行政を担う。

関西の基礎自治体数は下表のとおりであるが、これらの中には、分権型システムのもとで独立して政策運営を行う単位としては小さすぎ、財政的、人材的に自立することが疑わしい自治体（市町村）も存在する。

表 1 1 関西の基礎自治体数(2002年10月現在)

府県	市		町村		市町村計
		(行政区)		(郡)	
滋賀	8		11	42	50
京都	12	11	12	32	44
大阪	33	24	5	11	44
兵庫	22	9	19	66	88
奈良	10		8	37	47
和歌山	7		7	43	50
小計	92	44	62	231	323
福井	7		10	28	35
三重	13		14	56	69
徳島	4		10	46	50
合計	116	44	96	361	477

地方分権の実をあげるためには、基礎自治体がそれぞれ自立できるよう基盤を強化することは重要である。

市町村合併特例法に基づいて全国的に市町村合併が推進されているが、関西においても住民意志に基づく自主的合併は大いに進めなければならない。しかし、強制的な合併は望ましくない。

関西の基礎自治体の再編による基盤強化は合併あるいは共同体制度を活用することにより進める。それぞれの基礎自治体（共同体を含む）は現在の政令指定都市並みの権限と能力をもつことになる。

すべての基礎自治体が、具体的にどのような投資や行政を行うか、行わないかを地域のニーズと自由な発想に基いて自己責任で決定し、直ちに実施する。

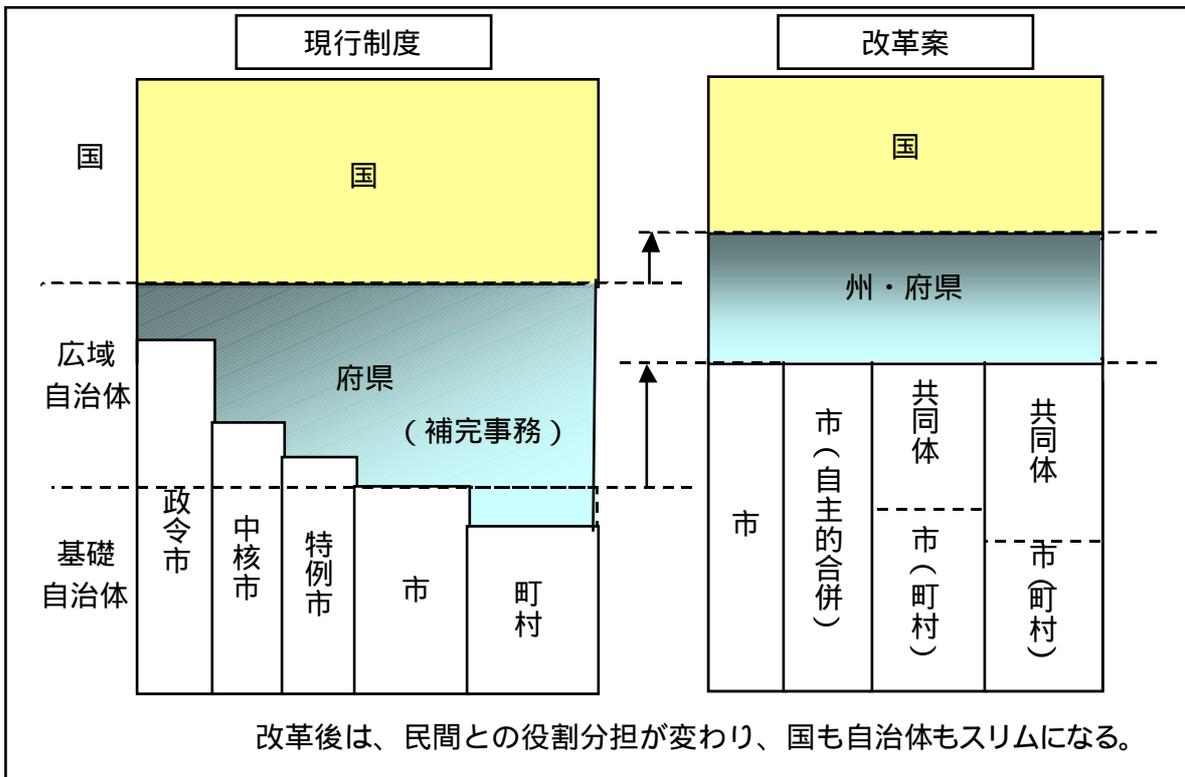
## 関西の総合力発揮のための関西州の設置

関西は新しい「州制」の中ではパターンA「府県連合型」をとりたい。関西を構成する府県の合意により、府県の存在を前提とした「関西州」を設置することが関西の特色である地域の多様性を生かす道だからである。

関西州と府県との役割分担は、基本的に、関西という広域の中で選択と集中が必要な分野は関西州が担い、関西内各地域の個性の発揮が必要な分野、地域間競争による効率化が期待される分野は府県が担うものとする。具体的には、関西州は関西全体を見据えた産業政策、科学技術政策や観光戦略などの地域発展政策、それと深く関わる国際空港・港湾、高速道路など広域基盤整備を担う。府県は地域の個性を伸ばすべきだが基礎自治体単独では実施が困難で、かつ競争原理が働く教育や文化、医療・介護保険に関する施策などを主として担う。

関西州に対しては、まず府県の権限と財源の一部を移譲し、その上で国の出先機関等からの権限・財源の移譲も求める。さらに、関西州が本格的に機能するためには、課税権をもつとともに、中央省庁からの大幅な権限・財源の移譲が必要であり、国による抜本的な制度改正が必要である。

図 2 関西における基礎自治体と広域自治体のあり方



## 効率的で小さな地方政府の実現

国から地方への税源移譲によって財政的に自立し、課税自主権の拡充によって自己決定・自己責任の体制が確立された自治体が、まず取り組むべき課題は、これま

で行ってきた事務・事業の見直しである。従来は国の法令や各省庁の通達があるからと言い逃れができたが、もはやそれは許されない。

#### ア．地方財政の健全化

まず、住民ニーズを的確に汲み取り、地方税や料金等で住民が負担できる範囲内に必要な施策を絞込み、未曾有の危機的状況にある地方財政を立て直す必要がある。そのうえで、地方自治体は地域経済を活性化するために独自の誘導政策等を打ち出し、地域の特色と住民ニーズにあった公共投資や行政サービスの水準とそれをまかなう税負担水準を決定する。また、自治体が地方税増収の努力をした場合、増収額をその自治体の新しい政策に独自に利用できるようにする。

#### イ．歳出削減のための公民の役割分担見直し<sup>7</sup>

自治体の財政赤字を解消し、財政を再建する方法は、基本的に歳出に見合った税収を確保する「増税」か、歳入に合わせて政策経費を減らす「歳出削減」しかない。いずれの場合も自治体の首長の強い政治的リーダーシップのもとで、住民の合意を得て進めなければならない。どちらも中途半端になって、財政赤字を先送りすることは財政責任の放棄を意味し、そのような自治体からは住民も企業も逃げ出してしまおうだろう。

増税をする場合は、選挙権のある住民が広く薄く公平に負担することが重要である。また、それぞれに既得権益がからむ各種の歳出を削減するためには、明確な基準をまず示し、情報公開を徹底しながら、個別歳出を所管する行政組織の自主的な判断を尊重する方法が有効である。

関西の自治体は次の基準に則って運営する。

- a．当該事務・事業は自治体の実施・関与するにふさわしい公共の利益があるか、私的活動や市場に委ねてもよいのではないか
- b．公共の利益があるとしても自治体が自ら実施しなければならないものか、民間企業やNPOに任せるか協力して実施できる事務・事業ではないか
- c．自治体自ら実施する場合の効率をより高めることで歳出を削減できないか
- d．厳しい財政状況のもとでは敢えて中止・縮小すべき事務・事業ではないか

このうち、aやbは、いわば官民の役割分担の見直しであり、これらの基準に照らして判断する前提として、公的分野への民間の参入を阻害している諸規制を緩和・撤廃する必要がある。

---

7 本項の記述は、筑波大学社会科学系教授 岩崎美紀子氏の論稿「カナダにおける政治と財政」（『地方自治』所収）を参考にした。

表 1 2 関西の各府県（自治体）の指標

府県	歳出 (10 億円)	地方税 (10 億円)	地方交付税 (10 億円)	職員数 (人)	職員数	
					教育関係	警察関係
滋 賀	615 (1.13)	155 (0.94)	152 (1.36)	19,407 (1.14)	11,794 (1.25)	2,265 (0.88)
京 都	881 (1.63)	278 (1.69)	193 (1.74)	32,852 (1.93)	17,616 (1.86)	6,860 (2.65)
大 阪	2,625 (4.84)	1,097 (6.67)	305 (2.74)	94,955 (5.57)	52,641 (5.56)	21,171 (8.18)
兵 庫	2,188 (4.04)	579 (3.52)	393 (3.53)	66,884 (3.93)	38,639 (4.08)	11,739 (4.54)
奈 良	563 (1.04)	123 (0.75)	183 (1.64)	20,960 (1.23)	11,349 (1.20)	2,480 (0.96)
和歌山	613 (1.13)	98 (0.59)	211 (1.89)	19,124 (1.12)	10,753 (1.14)	2,313 (0.89)
小計	7,485 (13.81)	2,329 (14.17)	1,437 (12.91)	254,182 (14.92)	142,792 (15.09)	46,828 (18.09)
福 井	563 (1.04)	111 (0.68)	163 (1.46)	14,779 (0.90)	8,120 (0.86)	1,861 (0.72)
三 重	796 (1.47)	227 (1.38)	196 (1.76)	25,706 (1.56)	15,748 (1.66)	3,053 (1.18)
徳 島	595 (1.10)	83 (0.50)	186 (1.67)	14,967 (0.91)	8,277 (0.87)	1,710 (0.66)
合計	9,437 (17.42)	2,750 (16.73)	1,981 (17.80)	300,624 (18.24)	174,937 (18.49)	53,452 (20.65)

## 4 . 関西モデルの実現に向けて

### (1) 中央集権打破の突破口を開く

#### 広域連合制度を利用した関西州の設置

関西モデルを実現するためには、第2章で提案したような国による制度改革を待たなければならない部分が多い。しかし、中央集権体制を打破し、地方分権改革を実現するためには、地方が主役として革命を起こすくらいの気概を持ってまず行動を起こすことが重要である。

関西としても、現制度の中で改革できるところから行動を起こすべきである。例えば関西モデルの中の「関西州」について、現行地方自治法上の制度である「広域連合」を利用し、先行して設置することは可能である。その実現をめざしたらどうか。

経済界からの働きかけに呼応して、関西の関係府県知事らが協議・検討し、基本的合意を1両年のうちに成立させることができれば、中央集権打破の突破口を開くことになる。

#### 「広域連合関西州」設立の具体案

都道府県が加入する広域連合を設置しようとする場合、まず構成団体の協議により「規約」を定め、構成団体の議会の議決を得て、総務大臣に許可を申請しなければならない。総務大臣が許可したときは直ちに告示され、広域連合は設置後すみやかに広域計画を作成する。

規約には、広域連合の名称、構成団体、区域、処理する事務、広域計画の項目、事務所の位置、議会の組織と議員選挙の方法、広域連合の長その他執行機関の組織と選任方法、経費支弁の方法を定める。

以上の手続に従って、広域連合である「関西州」設置の主要要件を示すならば、次のとおりである。

#### ア．名称

広域連合関西州とする（通常は「関西州」とのみ呼ぶ）。

#### イ．構成府県

関西広域連携協議会を構成している2府7県を検討の対象とし、設立に合意する府県が参加することによって発足する。関西州で処理する事務との関係では、府県のみではなく政令指定都市への参加呼びかけも重要である。

#### ウ．処理する事務（例）

商工業、科学技術などの地域発展政策に関する事務

空港・港湾、高速道路など広域基盤整備に関する事務

## エ．執行機関の組織

執行機関の長は住民による直接公選とし「関西州知事」とする。関西の総合力を発揮するためには、州知事が州の処理する事務について強い権限をもつ必要がある。

関西州として独自に行政組織をもつ（州設置当初は、構成府県・政令市や国の出先機関からの移籍と一般採用で所要の職員をおく）。

## オ．議会の設置と組織

関西州は独自の議会を設置する。

議員定数は100名程度とし直接公選とする。州の設置により議員総数が増えないよう構成自治体議会議員の定数を全体で同数以上削減する。

住民代表と府県・政令市代表とのバランスをとるため、例えば、定数の半分程度を人口比例の小選挙区で、残りの定数を府県・政令市単位の中選挙区（定数は各自治体の人口規模にかかわらず同数）で選出する。

## カ．関西州の財政

関西州を構成する府県・政令市は、法人関係税収の一定割合（構成自治体間では原則同率）を「分賦金」として関西州に拠出する。

表 13 「広域連合」制度の特色

広域連合は、地方自治法上の特別地方公共団体であり、地方公共団体の組合の一種として、1994年の改正で新設された制度である。普通地方公共団体（都道府県と市町村）および特別区が設置するものとされており、これまでのところ、市町村を構成団体とする広域連合は全国で79件（2002年6月1日現在、一つの県と県内市町村を構成団体とするものを含む）あるが、複数の都道府県による広域連合はいまだ設置実績がない。

地方公共団体の組合としてはゴミ処理や消防を中心に一部事務組合が広く活用されているが、広域連合は一部事務組合と比較して、次のような特色をもつ。

- a．同一の事務を持ち寄って共同処理する一部事務組合に対して、広域連合は多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成することが可能。
- b．広域連合が作成する広域計画には、広域連合が処理する事務ばかりでなく、これに関連する構成団体の事務についても盛り込むことができ、その構成団体の事務の実施について勧告することができるため、広域的な調整をより実施しやすい仕組みとなっている。
- c．広域連合は、直接国または都道府県から権限移譲を受けることができる。また都道府県の加入する広域連合から国に、その他の広域連合は都道府県に、その権限に属する事務の一部を広域連合が処理することとするよう要請することができる。
- d．広域連合の長と議員は、いわゆる充て職は認められず、直接または間接の選挙により選出される。また広域連合への住民の直接請求も認められており、より民主的な仕組みを採用している。

（出所：総務省ホームページ）

## (2) 関係自治体の真摯な検討を求める

「関西州」の設置を含む関西モデルを実現するためには、国による制度改革の動きと共に、地元自治体の改革への意欲と取り組みが必須である。自治体の長には、改革の必要性を認識し、実現のための第一歩を踏み出す勇気とリーダーシップの発揮を期待する。

### 経済界の役割

地方分権の関西モデルの実現に向け、経済界として次のような行動を起こす。

- a . 行動の第一歩を踏み出すことが重要である。まず「広域連合関西州」の設立について、関係府県・政令市の合意形成を働きかける。
- b . 国に対して、税源の地方移譲と地方交付税制度の廃止、課税権をもつ州制と市町村共同体制度（郡制）の創設を、関西の自治体、経済界の総意として働きかける。その実現と相まって、関西州の機能を徐々に強化することを働きかける。
- c . 関西州の設立や地方分権改革に熱心な政治家（国会議員、知事、市町村長、地方議会議員）を、選挙等を通じて強力にバックアップする体制を整える。

### 当面のスケジュール

- a . 経済団体の長、地元選出国会議員、自治体の長、国の出先機関の長など政官財トップが集まる「関西政策サミット」（仮称）の開催を呼びかけ、税・財政面の地方分権改革の実現や関西州の設立に向けた協議と合意形成の場とする。2003年度中に第1回サミット開催をめざす。
- b . 関経連の行政改革委員会として、関西の自治体はもちろん、地方分権改革の実現に向けて熱意のある他の地域の自治体、経済界とも議論を重ね、国の制度改革を促す圧力を高める。同時に、関西州の内容をより具体的に研究し、関係府県等と共有できるものに仕上げる。
- c . 「広域連合関西州」の設立について、2004年度中に関係府県の基本的な合意が成立するよう努力する。その後、具体的な設立準備に着手する。
- d . 現行市町村合併特例法の期限（2004年度末）到来後に行われる国の地方制度改革の中で、課税権をもつ「州制」「郡制」の創設が実現するように強力に働きかける。

以 上

## 参 考 资 料

## (A) 国から地方への税源移譲の試算

地方交付税制度を廃止し、普通交付税の削減額に見合った税源移譲を行う場合に、基礎自治体、広域自治体ごとに地方税のどの税目によって各々どの程度の増税を行うべきか。他方で、国民（個人および法人）の税負担が中立になるよう、国税のどの税目をどの程度減税すべきか。

表14（ケース1）は、普通交付税の削減額の全額を地方税の増税で埋めると想定した場合の試算結果である。

地方税の増税率は、道府県民税、事業税、市町村民税がそれぞれ100%（すなわち現在の2倍に増税）、地方消費税が150%（消費税5%のうち地方消費税分を1%から2.5%に変更）となった。この結果、都道府県と市町村を合わせた増税総額は、普通交付税の削減額に一致するものの、都道府県税収は不足、市町村税収は超過となる。そこで、地方消費税の都道府県から市町村への交付率50%を30%に引き下げることにより調整した。

一方、国税の減税は、道府県民税、事業税、市町村民税の3税の増税相当額を、個人分と利子割は所得税、法人分は法人税で減税すると、所得税は約半分、法人税は3分の2の減税が必要となることがわかる。また地方消費税の増税は消費税（国税）の税率4%から2.5%に引き下げることによって相殺される。

表 14 税源移譲の試算（ケース1）

10 億円

	増減税率	都道府県	市町村	合計
< 普通交付税の削減 > a	100%	11,568	8,898	20,466
< 地方税の増税 >				
(1) 道府県民税	100%	4,500	0	4,500
(2) 事業税	100%	4,141	0	4,141
(3) 消費税	150%	3,792	0	3,792
(4) 市町村民税	100%	497	7,569	8,066
4 税計		12,931	7,569	20,500
< 交付金の調整 >				0
(1) 利子割交付金	(交付率50%)	-645	645	0
(2) 地方消費税交付金	(交付率30%)	-632	632	0
再 計 b		11,654	8,846	20,500
b / a		100.7%	99.4%	100.2%
< 国税の減税 >				0
(1) 所得税	51.6%	3,899	5,931	9,829
(2) 法人税	63.6%	5,240	1,638	6,878
(3) 消費税	38.5%	3,792	0	3,792
3 税計	51.6%	12,931	7,569	20,500

(注) 2000 年度決算ベース

表15(ケース2)は、普通交付税の削減額の70%程度を地方税の増税で埋めると想定した場合の試算結果である。

道府県民税、事業税、市町村民税をそれぞれ70%増税し、地方消費税を税率1%から2%に倍増し、都道府県から市町村への交付率を33%とすることで、ほぼカバーされる。

これに見合う国税の減税率は、所得税が約36%、法人税が約45%となる。

表 15 税源移譲の試算(ケース2)

10 億円

	増減税率	都道府県	市町村	合計
< 普通交付税の削減 > a	100%	11,568	8,898	20,466
< 地方税の増税 >				
(1) 道府県民税	70%	3,150	0	3,150
(2) 事業税	70%	2,899	0	2,899
(3) 地方消費税	100%	2,528	0	2,528
(4) 市町村民税	70%	348	5,298	5,646
4 税計		8,925	5,298	14,224
< 交付金の調整 >				0
(1) 利子割交付金	(交付率50%)	451	451	0
(2) 地方消費税交付金	(交付率33%)	405	405	0
再 計 b		8,070	6,154	14,224
b / a		69.8%	69.2%	69.5%
< 国税の要減税 >				0
(1) 所得税	36.1%	2,729	4,151	6,881
(2) 法人税	44.5%	3,668	1,147	4,815
(3) 消費税	25.7%	2,528	0	2,528
3 税計	35.8%	8,925	5,298	14,224

## ( B ) 水平的財政調整制度の具体案と試算結果

地方交付税制度が担っていた財政調整に代えて、一人当たり税収の格差のみに着目して自治体間で水平的に財政調整を行う新しい制度を創設する。

広域自治体（都道府県）の場合の具体的な調整方法は次のとおり。

- a . 都道府県の基幹的な税である、道府県民税、事業税、地方消費税の 3 税を水平的調整の対象税目とする。
- b . 3 税の一人当たり税収が「交付基準」（試算では全国平均の 90%相当額）未満の道府県に対して、（交付基準との差額×人口数＝不足額）に「補填率」（試算では 80%）を乗じた額（交付額）を交付する。
- c . 3 税の一人当たり税収が「拠出基準」（試算では全国平均の 100%相当額）を上回る都道府県が、（拠出基準との差額×人口数＝超過額）に「拠出率」（次項参照）を乗じた額を拠出する。
- d . 拠出率は（交付道府県の交付額の合計÷拠出都道府県の超過額合計）により算出する。

試算結果は、表 1 6 のとおりである。交付基準 90%、補填率 80%、拠出基準 100%とした場合、47 都道府県のうち交付団体数は 31、拠出団体数は 8、拠出率は 39.8%となった。これにより、水平調整前の一人当たり税収の最高（東京都 322.1 千円）と最低（沖縄県 80.6 千円）の倍率 4.0 倍が、調整後には 1.9 倍（東京都 258.2 千円、沖縄県 132.5 千円）まで縮小する（付図参照）。また、標準偏差も 22.1%から 12.0%に縮小し、バラツキが小さくなることがわかる。

表 1 7 は、市町村の基幹税である市町村民税と固定資産税を都道府県単位に集計したうえで、一人当たり税収格差調整方式を適用した試算結果である。

表 16 一人当り税収格差調整方式の試算結果（都道府県税収の調整）

2000年度	調整前の 税収額 (百万円)	1人当 (千円)	格差率	交付 基準 との差	交付額 (百万円)	税収比	拋出基準 超過 税収額	拋出額 (百万円)	税収比	調整後の 税収額 (百万円)	1人当 (千円)	格差率
1 北海道	705,050	124.2	76.8%	-21.3	-96,619	13.7%	0	0	-	801,669	141.3	87.4%
2 青森県	148,112	98.9	61.2%	-46.6	-55,780	37.7%	0	0	-	203,891	136.2	84.2%
3 岩手県	156,707	110.2	68.2%	-35.3	-40,145	25.6%	0	0	-	196,852	138.5	85.6%
4 宮城県	324,703	138.3	85.6%	-7.2	-13,469	4.1%	0	0	-	338,173	144.1	89.1%
5 秋田県	129,992	108.5	67.1%	-37.0	-35,414	27.2%	0	0	-	165,406	138.1	85.4%
6 山形県	144,191	116.2	71.8%	-29.4	-29,154	20.2%	0	0	-	173,344	139.6	86.4%
7 福島県	292,422	137.1	84.8%	-8.4	-14,410	4.9%	0	0	-	306,832	143.8	89.0%
8 茨城県	405,451	135.3	83.7%	-10.2	-24,353	6.0%	0	0	-	429,804	143.5	88.7%
9 栃木県	301,726	150.6	93.2%	5.1	0	-	0	0	-	301,726	150.6	93.2%
10 群馬県	295,673	146.4	90.5%	0.9	0	-	0	0	-	295,673	146.4	90.5%
11 埼玉県	888,420	128.8	79.7%	-16.7	-92,281	10.4%	0	0	-	980,701	142.2	87.9%
12 千葉県	810,676	136.9	84.7%	-8.6	-40,648	5.0%	0	0	-	851,325	143.8	88.9%
13 東京都	3,806,296	322.1	<b>199.2%</b>	<b>176.5</b>	0	-	1,895,429	754,853	19.8%	3,051,443	258.2	<b>159.7%</b>
14 神奈川県	1,363,983	161.9	100.1%	16.4	0	-	1,706	679	0.0%	1,363,304	161.8	100.1%
15 新潟県	334,689	135.1	83.6%	-10.4	-20,583	6.1%	0	0	-	355,272	143.4	88.7%
16 富山県	162,353	144.4	89.3%	-1.1	-1,010	0.6%	0	0	-	163,363	145.3	89.9%
17 石川県	183,694	156.1	96.6%	10.6	0	-	0	0	-	183,694	156.1	96.6%
18 福井県	141,620	171.0	105.8%	25.5	0	-	7,743	3,084	2.2%	138,536	167.3	103.5%
19 山梨県	135,937	153.4	94.9%	7.9	0	-	0	0	-	135,937	153.4	94.9%
20 長野県	338,132	153.4	94.9%	7.9	0	-	0	0	-	338,132	153.4	94.9%
21 岐阜県	295,631	140.1	86.7%	-5.4	-9,096	3.1%	0	0	-	304,727	144.4	89.3%
22 静岡県	652,801	173.4	107.3%	27.9	0	-	44,231	17,615	2.7%	635,187	168.8	104.4%
23 愛知県	1,403,489	202.4	125.2%	56.9	0	-	282,236	112,400	8.0%	1,291,089	186.2	115.1%
24 三重県	284,142	152.9	94.5%	7.3	0	-	0	0	-	284,142	152.9	94.5%
25 滋賀県	216,706	162.4	100.4%	16.9	0	-	925	368	0.2%	216,337	162.1	100.3%
26 京都府	415,349	162.0	100.2%	16.5	0	-	931	371	0.1%	414,978	161.9	100.1%
27 大阪府	1,658,848	192.2	118.9%	46.7	0	-	263,779	105,050	6.3%	1,553,798	180.1	111.4%
28 兵庫県	775,686	140.1	86.6%	-5.4	-24,052	3.1%	0	0	-	799,738	144.4	89.3%
29 奈良県	171,243	118.2	73.1%	-27.3	-31,628	18.5%	0	0	-	202,871	140.1	86.6%
30 和歌山県	131,765	121.2	74.9%	-24.4	-21,197	16.1%	0	0	-	152,961	140.6	87.0%
31 鳥取県	79,403	128.7	79.6%	-16.8	-8,311	10.5%	0	0	-	87,714	142.1	87.9%
32 島根県	97,903	128.5	79.5%	-17.1	-10,399	10.6%	0	0	-	108,301	142.1	87.9%
33 岡山県	255,928	130.7	80.9%	-14.8	-23,132	9.0%	0	0	-	279,060	142.6	88.2%
34 広島県	419,697	146.1	90.4%	0.6	0	-	0	0	-	419,697	146.1	90.4%
35 山口県	215,264	140.8	87.1%	-4.7	-5,772	2.7%	0	0	-	221,036	144.6	89.4%
36 徳島県	120,447	144.9	89.6%	-0.6	-406	0.3%	0	0	-	120,854	145.4	89.9%
37 香川県	157,695	152.6	94.4%	7.1	0	-	0	0	-	157,695	152.6	94.4%
38 愛媛県	190,442	126.2	78.1%	-19.3	-23,290	12.2%	0	0	-	213,732	141.7	87.6%
39 高知県	93,525	114.4	70.7%	-31.2	-20,387	21.8%	0	0	-	113,913	139.3	86.1%
40 福岡県	668,369	134.2	83.0%	-11.3	-44,933	6.7%	0	0	-	713,302	143.3	88.6%
41 佐賀県	110,516	125.2	77.4%	-20.3	-14,334	13.0%	0	0	-	124,851	141.5	87.5%
42 長崎県	154,614	101.2	62.6%	-44.3	-54,112	35.0%	0	0	-	208,726	136.7	84.5%
43 熊本県	204,408	109.3	67.6%	-36.2	-54,207	26.5%	0	0	-	258,616	138.3	85.5%
44 大分県	146,755	118.9	73.5%	-26.6	-26,295	17.9%	0	0	-	173,050	140.2	86.7%
45 宮崎県	124,073	104.7	64.8%	-40.8	-38,633	31.1%	0	0	-	162,705	137.4	85.0%
46 鹿児島県	195,587	109.7	67.8%	-35.8	-51,115	26.1%	0	0	-	246,702	138.3	85.6%
47 沖縄県	107,561	80.6	<b>49.9%</b>	<b>-64.9</b>	<b>-69,255</b>	<b>64.4%</b>	0	0	-	176,816	132.5	<b>82.0%</b>
	20,417,676	161.7	100.0%	16.2	-994,420	4.9%	2,496,980	994,420	4.9%	20,417,676	161.7	100.0%
		標準偏差	22.1%		交付団体数	31		拋出団体数	8		標準偏差	12.0%

(注) 対象税目は、道府県民税、事業税、地方消費税。  
交付税削減相当額の増税後。

交付基準	145.5千円	90.0%
拋出基準	161.7千円	100.0%

補填率	80.0%
既出率	39.8%

図 3 都道府県別一人当り税収格差（調整前と調整後）

（データは表 1 4 参照）

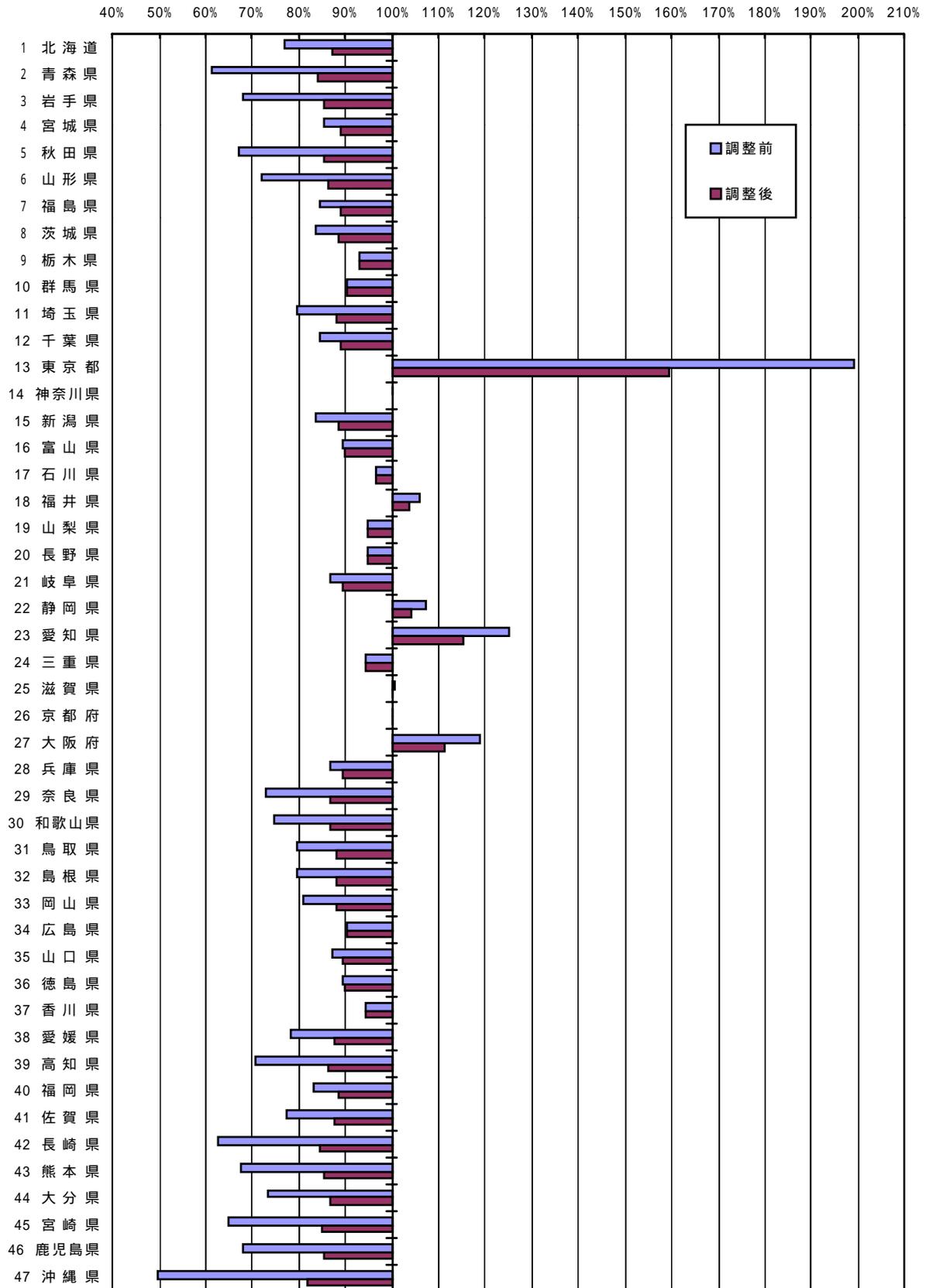


表 17 一人当り税収格差調整方式の試算結果（市町村税の都道府県単位の調整）

2000年度	調整前の 税収額 (百万円)	1人当 (千円)	格差率	交付 基準 との差	交付額 (百万円)	税収比		税収額	税収比	調整後の 税収額 (百万円)	1人当 (千円)	格差率
						税収比	税収比					
1 北海道	871,771	153.6	73.8%	-33.7	-153,077	17.6%		0	0	1,024,848	180.6	86.8%
2 青森県	200,296	133.8	64.3%	-53.5	-64,107	32.0%		0	0	264,403	176.6	84.9%
3 岩手県	143,698	101.1	48.6%	-86.3	-98,110	68.3%		0	0	241,808	170.1	81.7%
4 宮城県	424,148	180.7	86.8%	-6.6	-12,424	2.9%		0	0	436,573	186.0	89.4%
5 秋田県	162,331	135.6	65.1%	-51.8	-49,601	30.6%		0	0	211,932	177.0	85.0%
6 山形県	181,233	146.0	70.1%	-41.3	-41,043	22.6%		0	0	222,276	179.1	86.0%
7 福島県	345,747	162.1	77.9%	-25.3	-43,110	12.5%		0	0	388,857	182.3	87.6%
8 茨城県	548,276	183.0	87.9%	-4.3	-10,293	1.9%		0	0	558,569	186.5	89.6%
9 栃木県	391,724	195.5	93.9%	8.2	0	-		0	0	391,724	195.5	93.9%
10 群馬県	381,659	189.0	90.8%	1.6	0	-		0	0	381,659	189.0	90.8%
11 埼玉県	1,360,944	197.3	94.8%	10.0	0	-		0	0	1,360,944	197.3	94.8%
12 千葉県	1,247,322	210.7	101.2%	23.4	0	-	15,069	6,418	0.5%	1,240,905	209.6	100.7%
13 東京都	4,508,510	381.5	<b>183.3%</b>	194.1	0	-	2,048,571	872,492	19.4%	3,636,018	307.6	<b>147.8%</b>
14 神奈川県	2,036,466	241.7	116.1%	54.4	0	-	282,749	120,424	5.9%	1,916,043	227.4	109.3%
15 新潟県	424,929	171.6	82.4%	-15.8	-31,241	7.4%		0	0	456,171	184.2	88.5%
16 富山県	222,480	197.9	95.1%	10.5	0	-		0	0	222,480	197.9	95.1%
17 石川県	228,828	194.5	93.4%	7.2	0	-		0	0	228,828	194.5	93.4%
18 福井県	120,940	146.1	70.2%	-41.3	-27,337	22.6%		0	0	148,277	179.1	86.0%
19 山梨県	122,784	138.6	66.6%	-48.8	-34,559	28.1%		0	0	157,343	177.6	85.3%
20 長野県	370,225	167.9	80.7%	-19.4	-34,183	9.2%		0	0	404,408	183.4	88.1%
21 岐阜県	390,942	185.3	89.0%	-2.0	-3,419	0.9%		0	0	394,361	186.9	89.8%
22 静岡県	762,935	202.7	97.4%	15.4	0	-		0	0	762,935	202.7	97.4%
23 愛知県	1,724,855	248.7	119.5%	61.4	0	-	281,419	119,857	6.9%	1,604,998	231.4	111.2%
24 三重県	283,841	152.7	73.4%	-34.6	-51,497	18.1%		0	0	335,339	180.4	86.7%
25 滋賀県	272,267	204.0	98.0%	16.7	0	-		0	0	272,267	204.0	98.0%
26 京都府	535,974	209.1	100.5%	21.8	0	-	2,476	1,055	0.2%	534,919	208.7	100.3%
27 大阪府	2,114,241	245.0	117.7%	57.7	0	-	318,310	135,569	6.4%	1,978,672	229.3	110.2%
28 兵庫県	1,184,764	214.0	102.8%	26.6	0	-	32,234	13,728	1.2%	1,171,036	211.5	101.6%
29 奈良県	265,124	183.0	87.9%	-4.3	-4,976	1.9%		0	0	270,100	186.5	89.6%
30 和歌山県	177,768	163.4	78.5%	-23.9	-20,774	11.7%		0	0	198,542	182.5	87.7%
31 鳥取県	98,117	159.0	76.4%	-28.3	-13,980	14.2%		0	0	112,098	181.7	87.3%
32 島根県	119,023	156.2	75.0%	-31.2	-18,995	16.0%		0	0	138,018	181.1	87.0%
33 岡山県	351,177	179.4	86.2%	-7.9	-12,411	3.5%		0	0	363,588	185.7	89.2%
34 広島県	543,973	189.4	91.0%	2.1	0	-		0	0	543,973	189.4	91.0%
35 山口県	275,310	180.1	86.5%	-7.3	-8,878	3.2%		0	0	284,187	185.9	89.3%
36 徳島県	139,609	168.0	80.7%	-19.4	-12,882	9.2%		0	0	152,490	183.4	88.1%
37 香川県	196,126	189.8	91.2%	2.5	0	-		0	0	196,126	189.8	91.2%
38 愛媛県	238,424	158.0	75.9%	-29.3	-35,374	14.8%		0	0	273,798	181.5	87.2%
39 高知県	121,083	148.0	71.1%	-39.3	-25,698	21.2%		0	0	146,781	179.5	86.2%
40 福岡県	889,520	178.6	85.8%	-8.7	-34,564	3.9%		0	0	924,084	185.6	89.2%
41 佐賀県	126,873	143.7	69.1%	-43.6	-30,773	24.3%		0	0	157,646	178.6	85.8%
42 長崎県	202,982	132.9	63.8%	-54.4	-66,508	32.8%		0	0	269,490	176.4	84.8%
43 熊本県	255,321	136.5	65.6%	-50.8	-76,041	29.8%		0	0	331,362	177.2	85.1%
44 大分県	187,680	152.0	73.0%	-35.3	-34,846	18.6%		0	0	222,526	180.3	86.6%
45 宮崎県	152,851	129.0	62.0%	-58.3	-55,232	36.1%		0	0	208,083	175.7	84.4%
46 鹿児島県	234,728	131.6	63.2%	-55.7	-79,450	33.8%		0	0	314,178	176.2	84.6%
47 沖縄県	144,715	108.5	<b>52.1%</b>	-78.9	-84,157	58.2%		0	0	228,873	171.6	<b>82.4%</b>
	26,284,535	208.1	100.0%	20.8	-1,269,543	4.8%	2,980,828	1,269,543	4.8%	26,284,535	208.1	100.0%
		標準偏差	21.4%		交付団体数	31		抛出団体数	7		標準偏差	10.7%

(注) 対象税目は、市町村民税と固定資産税（東京都の課税分を含む）。

ほかに道府県民税からの利子割交付金（交付率 30%）と地方消費税交付金（同 30%）を加えた。  
交付税削減相当額の増税後。

交付基準	145.5千円	90.0%
抛出基準	161.7千円	100.0%

補填率	80.0%
既出率	39.8%

## ( C ) 交付税廃止の激変緩和措置の具体案と試算結果

交付税を廃止して税源移譲を行い、一人当たり格差を水平調整しても、自治体によっては従来の交付税交付額とは大きな乖離が生じる。そこで、激変緩和措置として、20 年間は自治体が一定のルールで財源を拠出し、従来の交付税相当額の一定割合を引き続き交付する制度を設ける。

都道府県の場合の具体的な方法は次のとおり(市町村の場合も拠出すべき基幹税の違いを除けば基本的に同様)。

- a . 交付税の各道府県間の配分比率を固定し、交付額を 20 年間で均等に(毎年 5% 相当)削減する。
- b . 各都道府県は、交付税交付の財源として、基幹 3 税(道府県民税、事業税、地方消費税)の一人当たり格差調整後の税収額に「拠出率」(次項参照)を乗じた額を拠出する。
- c . 拠出率は、(交付税総額 ÷ 基幹 3 税の税収総額)により算出する。交付総額は年々減っていくので、拠出率も減少し、20 年目にはゼロになる。

試算結果は表 18 のとおり。20 年間均等削減の 0 年目、5 年目、10 年目および 20 年目の状況を示した。

なお、20 年間に各自治体が歳出の見直しをしなければ、時とともに、3 税(市町村の場合は 2 税)の税収と交付税だけでは従来の歳出(基準財政需要)を賄えない自治体が増えてくる。したがって、この間に交付税交付を受けていた各自治体は、税収をより拡大する努力をするか、歳出を削減する努力を行わなければならない。都道府県の場合の試算では、基準財政需要を 0 年目 15%、5 年目 20%、10 年目 30%、20 年目 50% といったペースで削減すれば、財源不足に陥る団体は僅かにとどまることがわかった。

表 18 地方交付税削減の激変緩和措置の試算（都道府県）

[ 0 年目 ]

2000年度	税収額 (調整前)	税収額 (調整後) A	交付税 配分額 B	交付税 拠出額 C	差引税収額 D A + B - C	基準財政 需要額 E	財源過不足 F = D - E	率 F / E
1 北海道	705,050	801,669	850,147	454,186	1,197,630	1,086,611	111,019	10.2%
2 青森県	148,112	203,891	281,849	115,515	370,226	317,591	52,635	16.6%
3 岩手県	156,707	196,852	288,282	111,526	373,607	327,879	45,728	13.9%
4 宮城県	324,703	338,173	229,078	191,592	375,658	349,115	26,544	7.6%
5 秋田県	129,992	165,406	267,289	93,711	338,984	291,848	47,136	16.2%
6 山形県	144,191	173,344	238,084	98,208	313,220	275,135	38,085	13.8%
7 福島県	292,422	306,832	279,743	173,836	412,739	382,271	30,468	8.0%
8 茨城県	405,451	429,804	246,352	243,506	432,650	414,958	17,692	4.3%
9 栃木県	301,726	301,726	194,388	170,943	325,171	313,147	12,024	3.8%
10 群馬県	295,673	295,673	189,661	167,514	317,820	303,834	13,986	4.6%
11 埼玉県	888,420	980,701	322,674	555,617	747,758	693,588	54,170	7.8%
12 千葉県	810,676	851,325	294,869	482,319	663,875	617,121	46,754	7.6%
13 東京都	3,806,296	3,051,443	0	1,728,798	1,322,645	1,515,754	-193,110	-12.7%
14 神奈川県	1,363,983	1,363,304	256,124	772,381	847,047	768,923	78,124	10.2%
15 新潟県	334,689	355,272	342,486	201,280	496,478	457,309	39,169	8.6%
16 富山県	162,353	163,363	183,384	92,553	254,193	235,838	18,355	7.8%
17 石川県	183,694	183,694	173,702	104,072	253,324	233,279	20,045	8.6%
18 福井県	141,620	138,536	165,809	78,488	225,858	205,242	20,615	10.0%
19 山梨県	135,937	135,937	170,030	77,016	228,952	206,107	22,846	11.1%
20 長野県	338,132	338,132	280,865	191,569	427,428	395,013	32,415	8.2%
21 岐阜県	295,631	304,727	235,243	172,643	367,327	341,099	26,228	7.7%
22 静岡県	652,801	635,187	210,527	359,866	485,848	477,797	8,051	1.7%
23 愛知県	1,403,489	1,291,089	160,727	731,468	720,348	773,114	-52,766	-6.8%
24 三重県	284,142	284,142	204,232	160,981	327,393	311,934	15,459	5.0%
25 滋賀県	216,706	216,337	157,319	122,566	251,090	232,549	18,541	8.0%
26 京都府	415,349	414,978	211,340	235,106	391,212	352,373	38,839	11.0%
27 大阪府	1,658,848	1,553,798	312,741	880,306	986,234	942,157	44,077	4.7%
28 兵庫県	775,686	799,738	415,521	453,092	762,166	704,816	57,351	8.1%
29 奈良県	171,243	202,871	186,342	114,937	274,277	235,656	38,621	16.4%
30 和歌山県	131,765	152,961	214,397	86,660	280,698	239,459	41,239	17.2%
31 鳥取県	79,403	87,714	167,054	49,695	205,073	178,689	26,385	14.8%
32 島根県	97,903	108,301	224,120	61,358	271,063	235,416	35,647	15.1%
33 岡山県	255,928	279,060	235,073	158,102	356,031	325,673	30,358	9.3%
34 広島県	419,697	419,697	264,151	237,780	446,068	410,907	35,160	8.6%
35 山口県	215,264	221,036	224,312	125,228	320,120	290,999	29,121	10.0%
36 徳島県	120,447	120,854	189,468	68,470	241,852	210,334	31,518	15.0%
37 香川県	157,695	157,695	154,511	89,342	222,863	200,524	22,339	11.1%
38 愛媛県	190,442	213,732	224,472	121,090	317,114	279,516	37,598	13.5%
39 高知県	93,525	113,913	219,524	64,537	268,899	231,189	37,710	16.3%
40 福岡県	668,369	713,302	351,663	404,122	660,843	594,885	65,958	11.1%
41 佐賀県	110,516	124,851	180,217	70,734	234,334	205,754	28,579	13.9%
42 長崎県	154,614	208,726	278,165	118,254	368,638	308,451	60,187	19.5%
43 熊本県	204,408	258,616	274,896	146,519	386,993	335,493	51,500	15.4%
44 大分県	146,755	173,050	232,744	98,042	307,753	268,459	39,294	14.6%
45 宮崎県	124,073	162,705	233,576	92,181	304,100	260,587	43,514	16.7%
46 鹿児島県	195,587	246,702	322,754	139,769	429,687	369,712	59,975	16.2%
47 沖縄県	107,561	176,816	227,749	100,176	304,390	250,338	54,051	21.6%
	20,417,676	20,417,676	11,567,655	11,567,655	20,417,676	18,958,445	1,459,231	7.7%

不足団体数 2  
余剰団体数 45

交付税の段階的削減	
削減率	0%
拠出率	56.7%

基準財政需要	
削減率	15%
削減額	3,345,608

[ 5 年目 ]

2000年度	税収額 (調整前)	税収額 (調整後) A	交付税 配分額 B	交付税 拠出額 C	差引税収額 D A + B - C	基準財政 需要額 E	財源過不足 F = D - E	率 F / E
1 北海道	705,050	801,669	637,611	340,640	1,098,640	1,022,692	75,947	7.4%
2 青森県	148,112	203,891	211,387	86,636	328,642	298,909	29,733	9.9%
3 岩手県	156,707	196,852	216,211	83,645	329,418	308,592	20,826	6.7%
4 宮城県	324,703	338,173	171,808	143,694	366,287	328,579	37,708	11.5%
5 秋田県	129,992	165,406	200,467	70,283	295,589	274,681	20,909	7.6%
6 山形県	144,191	173,344	178,563	73,656	278,251	258,951	19,300	7.5%
7 福島県	292,422	306,832	209,807	130,377	386,262	359,785	26,477	7.4%
8 茨城県	405,451	429,804	184,764	182,629	431,939	390,549	41,390	10.6%
9 栃木県	301,726	301,726	145,791	128,207	319,310	294,727	24,583	8.3%
10 群馬県	295,673	295,673	142,245	125,636	312,283	285,962	26,322	9.2%
11 埼玉県	888,420	980,701	242,005	416,713	805,994	652,789	153,205	23.5%
12 千葉県	810,676	851,325	221,152	361,739	710,737	580,819	129,918	22.4%
13 東京都	3,806,296	3,051,443	0	1,296,598	1,754,844	1,426,592	328,252	23.0%
14 神奈川県	1,363,983	1,363,304	192,093	579,286	976,111	723,692	252,419	34.9%
15 新潟県	334,689	355,272	256,864	150,960	461,177	430,409	30,768	7.1%
16 富山県	162,353	163,363	137,538	69,415	231,486	221,966	9,520	4.3%
17 石川県	183,694	183,694	130,277	78,054	235,917	219,557	16,360	7.5%
18 福井県	141,620	138,536	124,357	58,866	204,027	193,169	10,858	5.6%
19 山梨県	135,937	135,937	127,523	57,762	205,699	193,983	11,716	6.0%
20 長野県	338,132	338,132	210,649	143,677	405,104	371,777	33,327	9.0%
21 岐阜県	295,631	304,727	176,433	129,483	351,677	321,034	30,643	9.5%
22 静岡県	652,801	635,187	157,895	269,899	523,182	449,691	73,491	16.3%
23 愛知県	1,403,489	1,291,089	120,545	548,601	863,034	727,637	135,397	18.6%
24 三重県	284,142	284,142	153,174	120,736	316,580	293,585	22,996	7.8%
25 滋賀県	216,706	216,337	117,989	91,925	242,402	218,870	23,532	10.8%
26 京都府	415,349	414,978	158,505	176,330	397,153	331,645	65,508	19.8%
27 大阪府	1,658,848	1,553,798	234,556	660,229	1,128,125	886,736	241,389	27.2%
28 兵庫県	775,686	799,738	311,640	339,819	771,559	663,356	108,203	16.3%
29 奈良県	171,243	202,871	139,757	86,203	256,425	221,793	34,632	15.6%
30 和歌山県	131,765	152,961	160,798	64,995	248,764	225,373	23,391	10.4%
31 鳥取県	79,403	87,714	125,290	37,271	175,734	168,178	7,556	4.5%
32 島根県	97,903	108,301	168,090	46,019	230,372	221,568	8,804	4.0%
33 岡山県	255,928	279,060	176,305	118,576	336,789	306,516	30,273	9.9%
34 広島県	419,697	419,697	198,113	178,335	439,475	386,736	52,739	13.6%
35 山口県	215,264	221,036	168,234	93,921	295,349	273,882	21,467	7.8%
36 徳島県	120,447	120,854	142,101	51,352	211,602	197,961	13,641	6.9%
37 香川県	157,695	157,695	115,883	67,007	206,571	188,729	17,842	9.5%
38 愛媛県	190,442	213,732	168,354	90,817	291,268	263,074	28,194	10.7%
39 高知県	93,525	113,913	164,643	48,403	230,153	217,590	12,563	5.8%
40 福岡県	668,369	713,302	263,747	303,092	673,958	559,892	114,066	20.4%
41 佐賀県	110,516	124,851	135,163	53,051	206,963	193,651	13,312	6.9%
42 長崎県	154,614	208,726	208,624	88,691	328,660	290,307	38,353	13.2%
43 熊本県	204,408	258,616	206,172	109,889	354,898	315,758	39,140	12.4%
44 大分県	146,755	173,050	174,558	73,531	274,077	252,667	21,410	8.5%
45 宮崎県	124,073	162,705	175,182	69,136	268,752	245,258	23,493	9.6%
46 鹿児島県	195,587	246,702	242,066	104,827	383,941	347,965	35,976	10.3%
47 沖縄県	107,561	176,816	170,811	75,132	272,496	235,612	36,884	15.7%
	20,417,676	20,417,676	8,675,741	8,675,741	20,417,676	17,843,243	2,574,434	14.4%

不足団体数 0  
 余剰団体数 47

交付税の段階的削減	
削減率	25%
拠出率	42.5%

基準財政需要	
削減率	20%
削減額	4,460,811

[ 10年目 ]

2000年度	税収額 (調整前)	税収額 (調整後) A	交付税 配分額 B	交付税 拠出額 C	差引税収額 D A + B - C	基準財政 需要額 E	財源過不足 F = D - E	率 F / E
1 北海道	705,050	801,669	425,074	227,093	999,649	894,856	104,794	11.7%
2 青森県	148,112	203,891	140,925	57,757	287,059	261,545	25,513	9.8%
3 岩手県	156,707	196,852	144,141	55,763	285,229	270,018	15,211	5.6%
4 宮城県	324,703	338,173	114,539	95,796	356,915	287,506	69,409	24.1%
5 秋田県	129,992	165,406	133,644	46,856	252,195	240,346	11,849	4.9%
6 山形県	144,191	173,344	119,042	49,104	243,282	226,582	16,700	7.4%
7 福島県	292,422	306,832	139,871	86,918	359,785	314,811	44,974	14.3%
8 茨城県	405,451	429,804	123,176	121,753	431,227	341,730	89,497	26.2%
9 栃木県	301,726	301,726	97,194	85,472	313,449	257,886	55,563	21.5%
10 群馬県	295,673	295,673	94,830	83,757	306,747	250,217	56,530	22.6%
11 埼玉県	888,420	980,701	161,337	277,809	864,229	571,190	293,039	51.3%
12 千葉県	810,676	851,325	147,434	241,159	757,600	508,217	249,383	49.1%
13 東京都	3,806,296	3,051,443	0	864,399	2,187,044	1,248,268	938,776	75.2%
14 神奈川県	1,363,983	1,363,304	128,062	386,191	1,105,175	633,231	471,945	74.5%
15 新潟県	334,689	355,272	171,243	100,640	425,875	376,608	49,267	13.1%
16 富山県	162,353	163,363	91,692	46,277	208,778	194,220	14,558	7.5%
17 石川県	183,694	183,694	86,851	52,036	218,509	192,113	26,397	13.7%
18 福井県	141,620	138,536	82,905	39,244	182,197	169,023	13,174	7.8%
19 山梨県	135,937	135,937	85,015	38,508	182,445	169,735	12,710	7.5%
20 長野県	338,132	338,132	140,433	95,785	382,780	325,305	57,475	17.7%
21 岐阜県	295,631	304,727	117,622	86,322	336,027	280,905	55,122	19.6%
22 静岡県	652,801	635,187	105,263	179,933	560,517	393,480	167,037	42.5%
23 愛知県	1,403,489	1,291,089	80,364	365,734	1,005,719	636,682	369,037	58.0%
24 三重県	284,142	284,142	102,116	80,491	305,768	256,887	48,881	19.0%
25 滋賀県	216,706	216,337	78,659	61,283	233,714	191,511	42,203	22.0%
26 京都府	415,349	414,978	105,670	117,553	403,095	290,189	112,906	38.9%
27 大阪府	1,658,848	1,553,798	156,371	440,153	1,270,016	775,894	494,122	63.7%
28 兵庫県	775,686	799,738	207,760	226,546	780,952	580,436	200,516	34.5%
29 奈良県	171,243	202,871	93,171	57,468	238,574	194,069	44,505	22.9%
30 和歌山県	131,765	152,961	107,199	43,330	216,830	197,202	19,628	10.0%
31 鳥取県	79,403	87,714	83,527	24,847	146,394	147,156	-762	-0.5%
32 島根県	97,903	108,301	112,060	30,679	189,682	193,872	-4,190	-2.2%
33 岡山県	255,928	279,060	117,537	79,051	317,546	268,201	49,344	18.4%
34 広島県	419,697	419,697	132,075	118,890	432,882	338,394	94,488	27.9%
35 山口県	215,264	221,036	112,156	62,614	270,578	239,647	30,932	12.9%
36 徳島県	120,447	120,854	94,734	34,235	181,353	173,216	8,137	4.7%
37 香川県	157,695	157,695	77,255	44,671	190,279	165,138	25,141	15.2%
38 愛媛県	190,442	213,732	112,236	60,545	265,423	230,190	35,233	15.3%
39 高知県	93,525	113,913	109,762	32,269	191,406	190,391	1,015	0.5%
40 福岡県	668,369	713,302	175,831	202,061	687,072	489,905	197,167	40.2%
41 佐賀県	110,516	124,851	90,109	35,367	179,592	169,445	10,147	6.0%
42 長崎県	154,614	208,726	139,083	59,127	288,682	254,018	34,664	13.6%
43 熊本県	204,408	258,616	137,448	73,259	322,804	276,288	46,516	16.8%
44 大分県	146,755	173,050	116,372	49,021	240,401	221,084	19,318	8.7%
45 宮崎県	124,073	162,705	116,788	46,090	233,403	214,601	18,802	8.8%
46 鹿児島県	195,587	246,702	161,377	69,885	338,195	304,469	33,726	11.1%
47 沖縄県	107,561	176,816	113,874	50,088	240,603	206,161	34,442	16.7%
	20,417,676	20,417,676	5,783,827	5,783,827	20,417,676	15,612,837	4,804,839	30.8%

不足団体数 2  
余剰団体数 45

交付税の段階的削減	
削減率	50%
拠出率	28.3%

基準財政需要	
削減率	30%
削減額	6,691,216

[ 20年目 ]

2000年度	税収額 (調整前)	税収額 (調整後) A	交付税 配分額 B	交付税 拠出額 C	差引税収額 D A + B - C	基準財政 需要額 E	財源過不足 F = D - E	率 F / E
1 北海道	705,050	801,669	0	0	801,669	639,183	162,486	25.4%
2 青森県	148,112	203,891	0	0	203,891	186,818	17,073	9.1%
3 岩手県	156,707	196,852	0	0	196,852	192,870	3,981	2.1%
4 宮城県	324,703	338,173	0	0	338,173	205,362	132,811	64.7%
5 秋田県	129,992	165,406	0	0	165,406	171,675	-6,269	-3.7%
6 山形県	144,191	173,344	0	0	173,344	161,844	11,500	7.1%
7 福島県	292,422	306,832	0	0	306,832	224,865	81,966	36.5%
8 茨城県	405,451	429,804	0	0	429,804	244,093	185,711	76.1%
9 栃木県	301,726	301,726	0	0	301,726	184,204	117,522	63.8%
10 群馬県	295,673	295,673	0	0	295,673	178,726	116,947	65.4%
11 埼玉県	888,420	980,701	0	0	980,701	407,993	572,708	140.4%
12 千葉県	810,676	851,325	0	0	851,325	363,012	488,313	134.5%
13 東京都	3,806,296	3,051,443	0	0	3,051,443	891,620	2,159,823	242.2%
14 神奈川県	1,363,983	1,363,304	0	0	1,363,304	452,308	910,996	201.4%
15 新潟県	334,689	355,272	0	0	355,272	269,006	86,267	32.1%
16 富山県	162,353	163,363	0	0	163,363	138,729	24,634	17.8%
17 石川県	183,694	183,694	0	0	183,694	137,223	46,471	33.9%
18 福井県	141,620	138,536	0	0	138,536	120,731	17,805	14.7%
19 山梨県	135,937	135,937	0	0	135,937	121,239	14,698	12.1%
20 長野県	338,132	338,132	0	0	338,132	232,361	105,771	45.5%
21 岐阜県	295,631	304,727	0	0	304,727	200,646	104,081	51.9%
22 静岡県	652,801	635,187	0	0	635,187	281,057	354,130	126.0%
23 愛知県	1,403,489	1,291,089	0	0	1,291,089	454,773	836,316	183.9%
24 三重県	284,142	284,142	0	0	284,142	183,491	100,652	54.9%
25 滋賀県	216,706	216,337	0	0	216,337	136,794	79,544	58.1%
26 京都府	415,349	414,978	0	0	414,978	207,278	207,700	100.2%
27 大阪府	1,658,848	1,553,798	0	0	1,553,798	554,210	999,588	180.4%
28 兵庫県	775,686	799,738	0	0	799,738	414,597	385,141	92.9%
29 奈良県	171,243	202,871	0	0	202,871	138,621	64,250	46.3%
30 和歌山県	131,765	152,961	0	0	152,961	140,858	12,103	8.6%
31 鳥取県	79,403	87,714	0	0	87,714	105,111	-17,397	-16.6%
32 島根県	97,903	108,301	0	0	108,301	138,480	-30,179	-21.8%
33 岡山県	255,928	279,060	0	0	279,060	191,572	87,488	45.7%
34 広島県	419,697	419,697	0	0	419,697	241,710	177,986	73.6%
35 山口県	215,264	221,036	0	0	221,036	171,176	49,860	29.1%
36 徳島県	120,447	120,854	0	0	120,854	123,726	-2,872	-2.3%
37 香川県	157,695	157,695	0	0	157,695	117,955	39,739	33.7%
38 愛媛県	190,442	213,732	0	0	213,732	164,421	49,310	30.0%
39 高知県	93,525	113,913	0	0	113,913	135,994	-22,081	-16.2%
40 福岡県	668,369	713,302	0	0	713,302	349,932	363,370	103.8%
41 佐賀県	110,516	124,851	0	0	124,851	121,032	3,819	3.2%
42 長崎県	154,614	208,726	0	0	208,726	181,442	27,285	15.0%
43 熊本県	204,408	258,616	0	0	258,616	197,349	61,267	31.0%
44 大分県	146,755	173,050	0	0	173,050	157,917	15,133	9.6%
45 宮崎県	124,073	162,705	0	0	162,705	153,286	9,419	6.1%
46 鹿児島県	195,587	246,702	0	0	246,702	217,478	29,224	13.4%
47 沖縄県	107,561	176,816	0	0	176,816	147,258	29,559	20.1%
	20,417,676	20,417,676	0	0	20,417,676	11,152,027	9,265,650	83.1%
						不足団体数	5	
						余剰団体数	42	

交付税の段階的削減	
削減率	100%
拠出率	0.0%

基準財政需要	
削減率	50%
削減額	11,152,027

## 附 属 资 料

## メンバーリスト

(順不同・敬称略)

### < 行政改革委員会 正副委員長・担当副会長 >

#### 委員長

ダイキン工業(株) 顧問 井上 義 國

#### 担当副会長

バンドー化学(株) 会 長 雀 部 昌 吾

#### 副委員長

(株)池田銀行 頭 取 服 部 盛 隆

(株)クボタ 社 長 土 橋 芳 邦

住友信託銀行(株) 会 長 村 上 仁 志

### < 行政改革委員会幹事会 >

(株)池田銀行 業務渉外部次長 八 木 誠

関西電力(株) 秘書室マネジャー 長 尾 勝

(株)クボタ 業務部部長 高 橋 伸

住友信託銀行(株) 業務部審議役 石 原 博

住友信託銀行(株) 調査部次長 金 木 利 公

ダイキン工業(株) 経営企画室課長 藤 沢 勉

バンドー化学(株) 秘書役 松 井 洋 史

バンドー化学(株) 経営企画部主事 雪 永 剛

### < 事務局 >

(社)関西経済連合会 理事・企画調査部長 栗 山 和 郎

” 企画調査部副部長 阿 部 孝 次

” 企画調査部課長 長谷川 裕 子

” 企画調査部副主任 澤 芳 秀

## 会合開催実績

月 日	会合名	テーマ
2002年 7月5日(金)	正副委員長・担当 副会長会議	委員会の運営について
7月10日(水)	委員会	「分権後の地域経営のあり方～厨子市長の経験を踏まえて」 龍谷大学法学部教授 富野暉一郎 氏
8月27日(火)	委員会	「市町村合併、府県制度改革、道州制」 国際基督教大学教養学部教授 西尾 勝 氏
9月6日(金)	幹事会	関西モデルについて
9月24日(火)	幹事会	国・地方、地方間の役割分担について
10月8日(火)	幹事会	地方行政制度の考え方、仕組みについて
10月23日(水)	幹事会	地方税、財政調整制度、関西州について
11月11日(月)	幹事会	「地方の自立と自己責任の確立に関する関西モデルの提案(素案)」について
11月22日(金)	正副委員長・担当 副会長会議	「地方の自立と自己責任の確立に関する関西モデルの提案(素案)」について
11月27日(水)	幹事会	「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案(案)」について
12月9日(月)	委員会	「分権時代における関西地域のまちづくり」 関西学院大学総合政策学部教授 長峯純一 氏
2003年 1月8日(水)	幹事会	「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案(案)」について
1月16日(火)	委員会	「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案(案)」について

## 地方の自立と自己責任を確立する 関西モデルの提案

---

発行日 2003年2月4日  
発行所 社団法人 関西経済連合会  
〒530-6691 大阪市北区中之島6-2-27  
中之島センタービル30階  
Tel. 06-6441-0102 (企画調査部)  
Fax. 06-6441-0443

---

印刷：株式会社 遊文舎